

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

京都府土地利用基本計画(平成21年8月策定)	京都府国土利用計画(平成29年1月27日策定)	京都府土地利用基本計画(案)H29.5.10時点	行
			1
			2
			3
			4
			5
			6
			7
京都府土地利用基本計画書	未来をひらき、未来につなぐ 京 都 府 国 土 利 用 計 画	京都府土地利用基本計画書	8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			17
			18
			19
			20
			21
			22
			23
平成21年8月	平成29年1月	平成29年9月	24
	京 都 府		25
			26
			27
京 都 府		京 都 府	28
			29
			30
			31
			32
			33
			34
			35
			36

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21. 8)－京都府国土利用計画(H29. 1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>まえがき</p> <p>京都府国土利用計画(以下「本計画」という。)は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第7条の規定により、京都府の区域における土地(以下「国土」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものであり、府内の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画(以下「市町村計画」という。)及び京都府土地利用基本計画の基本となるほか、国土の利用に関する指針となるものである。</p> <p>平成27年(2015年)8月14日に、国土利用計画(全国計画)が策定されたことを受け、「明日の京都」、「京都府地域創生戦略」をはじめ、「京都府国土強靱化地域計画」等の本府における他の計画との整合性を図るとともに、今後10年間を見据え、平成37年(2025年)を目標年次に、平成24年(2012年)を基準年次とする。</p> <p>さらに、府域について、都市地域、農山漁村地域及び自然維持地域の地域類型別に区分するとともに、丹後地域、中丹地域、南丹(京都丹波)地域、京都市域及び山城地域の地域別に区分し、農地、森林、宅地等の土地利用区分別に、本計画を策定する。</p> <p>なお、本計画は、今後の国土利用をめぐる社会経済情勢の変化に応じて、適宜、見直しを行うものとする。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	---	--

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

目次	目次	目次	1
まえがき	はじめに	まえがき	2
			3
第1 土地利用の基本方向	1 国土の利用に関する基本構想	第1 土地利用の基本方針	4
1 土地利用の基本方向	(1) 国土利用の基本方針	1 土地利用の基本方針	5
(1) 基本理念	(2) 地域類型別の国土利用の基本方向	(1) 基本理念	6
(2) 土地利用をめぐる現状と課題	(3) 地域別の概要及び国土利用の基本方向	(2) 土地利用をめぐる現状と課題	7
(3) 基本方向	(4) 利用区分別の国土利用の基本方向	(3) 基本方針	8
			9
2 地域別の土地利用の基本方向	2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	2 地域別の土地利用の基本方向	10
(1) 北部地域		(1) 丹後地域	11
(2) 中部地域	3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	(2) 中丹地域	12
(3) 南部地域	(1) 土地利用関連法制等の適切な運用	(3) 南丹(京都丹波)地域	13
	(2) 国土の保全と安全性の確保	(4) 京都市域	14
	(3) 持続可能な国土の管理	(5) 山城地域	15
	(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保		16
	(5) 国土に関する調査の推進		17
	(6) 土地利用転換の適正化		18
	(7) 土地の有効利用の促進	第2 土地利用の調整等	19
	(8) 交流基盤等を活かした地域創生の推進	1 土地利用の原則	20
	(9) 近畿圏及び隣接する府県等との連携	(1) 都市地域	21
	(10) 計画の効果的な推進	(2) 農業地域	22
	(11) 府民参画による国土管理の推進	(3) 森林地域	23
		(4) 自然公園地域	24
		(5) 自然保全地域	25
		2 地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針	26
		(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	27
		(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	28
		(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	29
		(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	30
		(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	31
		(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	32
		(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	33
		(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	34
		(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	35
			36
			37

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21. 8)－京都府国土利用計画(H29. 1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

<p>まえがき</p> <p>この土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）（以下「法」という。）第9条の規定に基づいて、京都府の区域について定めるものである。</p> <p>この基本計画は、法第9条第2項に掲げる5地域の範囲を図面表示した計画図並びに土地利用の基本方向及び土地利用の調整等に関する事項を記載した計画書から構成され、国土利用計画法に基づく土地取引の規制、土地利用の規制、遊休土地に関する措置等を実施するための基本となる計画である。</p> <p>すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。</p> <p>なお、個別規制法による地域・区域を変更（新規指定及び廃止を含む。）しようとする場合は、原則としてあらかじめ基本計画を変更し、個別規制法による地域・区域と、当該地域・区域に対応する基本計画の地域区分がかい離しないよう運用するものとする。</p>	<p>はじめに</p> <p>国土利用計画は、限りある国土を有効に利用するという観点から、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を期待されてきた。このような役割は今後も一定程度必要であるものの、人口減少下で土地需要が減少する時代においては、国土を適切に管理し荒廃を防ぐなど、国土利用の質的向上を図る側面がより重要となつてきており、国土利用計画の役割は大きな転換点を迎えている。</p> <p>府南部地域の一部で人口が増加するところがある一方、ほとんどの地域で人口が減少しており、今後は、人口減少下における国土の利用・管理のあり方を見いだしていくとともに、開発圧力が低下する機会を捉え、自然環境の再生・活用や安全な土地利用の推進等により、より安全で豊かな国土を実現していくことが、これからの国土利用計画の大きな役割となる。</p> <p>その際、本計画が示す基本的な方針の中で、府内の各地域がそれぞれの自然や文化、社会経済状況等を踏まえ、身近な土地利用のあり方について自ら検討するなど、地域主体の取組みを促進していくことが重要である。</p> <p>今日、東京に人口だけでなく政治・行政・経済などのあらゆる機能が集中するとともに、都会の方が便利で暮らしやすいといった考えや、大企業を志向する若年者等の就職意識など、人々の価値観の固定化といったものが見受けられ、社会から多様性や柔軟性が失われることが懸念されている。一方、京都には、悠久の歴史と伝統、世界水準の大学・研究機関や高い技術力を持った企業の集積、豊かな自然環境など魅力的な資源や資産が存在するとともに、こうした資源等を結びつけ、人々の活動を支える交流基盤の整備が府内で実現しつつある。</p> <p>これまで、本府においては、平成23年(2011年)に府政運営の指針である「明日の京都」を策定（平成27年(2015年)改定）し、「府民安心の再構築」「地域共生の実現」「京都力の発揮」という3つの基本方向のもと、「海・森・お茶」をキーワードとした「もうひとつの京都」プロジェクトの推進等により、だれもがしあわせを実感できる希望の京都づくりに取り組んできたところである。</p> <p>また、平成27年(2015年)10月に「京都府地域創生戦略」を策定し、京都が持つ資源や資産にさらに磨きをかけ、京都の未来を拓く人をつくり、地域経済を活性化させて仕事をつくり、京都への人の流れをつくり、新しい交流の中で持続可能で魅力と活力のある地域を創り上げ、</p>	<p>まえがき</p> <p>この土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）（以下「法」という。）第9条の規定に基づいて、京都府の区域について定めるものである。</p> <p>この基本計画は、法第9条第2項に掲げる5地域の範囲を図面表示した計画図並びに土地利用の基本方向及び土地利用の調整等に関する事項を記載した計画書から構成され、国土利用計画法に基づく土地取引の規制、土地利用の規制、遊休土地に関する措置等を実施するための基本となる計画である。</p> <p>すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。</p> <p>なお、個別規制法による地域・区域を変更（新規指定及び廃止を含む。）しようとする場合は、原則としてあらかじめ基本計画を変更し、個別規制法による地域・区域と、当該地域・区域に対応する基本計画の地域区分がかい離しないよう運用するものとする。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
---	---	---	--

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>京都から地域を、そして日本を変える新たな文化の創生に全力を挙げて取り組むこととしている。</p> <p>本計画は、国土利用計画法に定める理念を踏まえつつ、時代の要請に応え、限られた資源である国土の総合的かつ計画的な利用を通じて、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用をめざす。</p>		1 2 3 4 5 6 7
<p>第1 土地利用の基本方向</p> <p>1 土地利用の基本方向</p>	<p>1 国土の利用に関する基本構想</p>	<p>第1 土地利用の基本方針</p> <p>1 土地利用の基本方針</p>	8 9 10
<p>(1) 基本理念</p> <p>国土の利用は、国土が現在及び将来における府民のための限られた資源であるとともに、生活や生産の共通の基盤であることを考慮し、公共の福祉を優先させ、自然環境及び歴史的環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。</p>	<p>(1) 国土利用の基本方針</p> <p>国土の利用は、国土が現在及び将来における府民のための限られた資源であるとともに、生活や生産の共通の基盤であることを考慮し、自然環境及び歴史的環境の保全を図り、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、国土の均衡ある発展を図ることを基本理念とする。</p> <p>本計画は、近年の急激な人口減少、少子高齢化の進展や、集中豪雨・地震等による大規模災害の頻発、京都丹波高原国定公園の指定、文化庁の京都への全面的な移転の方針決定、京都縦貫自動車道等の高速交通網の整備など府内の社会経済状況が大きく変化する中で、今後10年間を見据えながら、「明日の京都」、「京都府地域創生戦略」をはじめ、「京都府国土強靱化地域計画」等の本府における他の計画との整合性を図り、豊かな自然や歴史・文化の保全とともに、「京都流 地域創生」の実現を通じ、府域の均衡ある発展をめざす。</p> <p>なお、本計画においては、複数の用途が複合する土地利用を地域類型として捉えて検討することが重要であることから、都市地域、農山漁村地域及び自然維持地域に区分し、また、京都府は南北に長く自然条件等が大きく異なり、地域ごとに個性豊かな特徴を有していることや、前回計画以後の市町村合併等の状況を踏まえ、丹後地域、中丹地域、南丹(京都丹波)地域、京都市域及び山城地域の5地域に区分し、また、農地、森林、宅地等の土地利用状況ごとに区分して、基本方向を示す。</p>	<p>(1) 基本理念</p> <p>土地の利用は、国土が現在及び将来における府民のための限られた資源であるとともに、生活や生産の共通の基盤であることを考慮し、公共の福祉を優先させ、自然環境及び歴史的環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。</p>	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34
<p>(2) 土地利用をめぐる現状と課題</p> <p>今後の土地の利用を計画するに当たっては、土地利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。</p>	<p>ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化</p> <p>今後の国土の利用を計画するに当たっては、国土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。</p>	<p>(2) 土地利用をめぐる現状と課題</p> <p>今後の土地の利用を計画するに当たっては、土地利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。</p>	35 36 37

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

<p>ア 土地需要の低下、低未利用地の増加</p> <p>本府においては、平成16年をピークに人口が減少に転じ、また、平成17年には、65才以上の人口に占める割合が20%を超えるなど、人口減少社会の到来と急速な高齢化が進行している。一方、総世帯数については、引き続き増加するとともに、関西文化学術研究都市など都市部の一部においては、人口増加に伴う土地需要が当面見込まれるものの全体としては、市街化圧力がさらに弱まり、市街地の人口密度の低下が見通される。</p> <p>したがって、地区によっては、土地の収益性や利便性などに対応した新たな集積なども見込まれるものの、全体としては地目間の土地利用転換は鈍化している。</p> <p>また、府内の農山村においては、過疎化の進行と相まって維持・存続が危ぶまれる集落の増加が懸念される。更に、都市内においては、中心市街地の空洞化、虫食い状に増加する低未利用地などにより土地利用の低下などが懸念される。</p>	<p>(ア) 急激な人口減少と超高齢化の進展</p> <p>府内総人口は平成17年(2005年)から自然減となっており、既に人口減少局面を迎えている。人口の高齢化も進展しており、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は既に減少を続ける一方、老年人口(65歳以上)が増加の一途をたどっている。また、府内総人口約261万人(平成27年(2015年)10月1日現在、国勢調査結果)のうち半数以上の約148万人(同上)は京都市が占める一方、2番目の規模の宇治市が約18万人(同上)で、その他の市町村は9万人(同上)に満たないように、京都市への人口集中が顕著である。今後、土地需要が増加する地域も想定されるものの、全体として土地需要は減少し、これに伴って国土の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。その結果、国土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念されることから、今後の国土利用においては、急激な人口減少下における国土の適切な利用・管理のあり方を構築することが重要である。</p>	<p>ア 急激な人口減少と超高齢化の進展</p> <p>府内総人口は平成17年(2005年)から自然減となっており、既に人口減少局面を迎えている。人口の高齢化も進展しており、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は既に減少を続ける一方、老年人口(65歳以上)が増加の一途をたどっている。また、府内総人口約261万人(平成27年(2015年)10月1日現在、国勢調査結果)のうち半数以上の約148万人(同上)は京都市が占める一方、2番目の規模の宇治市が約18万人(同上)で、その他の市町村は9万人(同上)に満たないように、京都市への人口集中が顕著である。今後、土地需要が増加する地域も想定されるものの、全体として土地需要は減少し、これに伴って土地の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。その結果、国土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念されることから、土地の適切な利用と管理を通じて国土を荒廃させない取組みや生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層推進していくことが必要である。</p>	<p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18</p>
<p>イ 災害の増加、管理水準の低下</p> <p>近年の災害の増加や被害の甚大化の傾向、大規模地震・津波の発生に懸念に加え、府内の農山村においては、適切に管理されずに放置された森林や耕作放棄地の増大など土地資源の管理水準の低下が懸念される。こうした中で国土の保全や安全性に対する要請が高まっている。</p>	<p>(イ) 大規模災害の頻発</p> <p>平成23年(2011年)の東日本大震災や平成28年(2016年)熊本地震をはじめ、府域においても、平成16年(2004年)台風第23号、3年連続の大規模災害(平成24年(2012年)京都府南部豪雨、平成25年(2013年)台風第18号、平成26年(2014年)8月豪雨)等の近年の気候変動等に伴うこれまで経験したことのない災害が発生するようになってきたことから、居住地や公共施設の立地など国土利用面における安心・安全に対する府民の意識が高まりを見せている。</p> <p>人口減少は、開発圧力の低下等を通じて空間的な余裕を生み出す側面もあることから、中長期の視点から、より計画的戦略的に、安全かつ持続可能な国土利用を実現していくことが重要である。</p>	<p>イ 大規模災害の頻発</p> <p>平成23年(2011年)の東日本大震災や平成28年(2016年)熊本地震をはじめ、府域においても、平成16年(2004年)台風第23号、3年連続の大規模災害(平成24年(2012年)京都府南部豪雨、平成25年(2013年)台風第18号、平成26年(2014年)8月豪雨)等の近年の気候変動等に伴うこれまで経験したことのない災害が発生するようになってきたことから、居住地や公共施設の立地など土地利用面における安心・安全に対する府民の意識が高まりを見せており、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限など、安全性を優先的に考慮する土地利用への転換が急務となっている。</p>	<p>19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32</p>
<p>ウ 地球温暖化の進行、自然環境の悪化</p> <p>地球温暖化の進行、地球規模での生態系の危機等、自然の物質循環への負荷の増大に伴って生じる諸問題などに適切に対処することが重要になっている。</p> <p>更に、美しい農山漁村や都市の景観の毀損、生活環境や自然</p>	<p>(ウ) 自然環境保全意識の高まり</p> <p>自然環境の保全に向けた国定公園の指定(丹後天橋立大江山国定公園(平成19年(2007年))、京都丹波高原国定公園(平成28年(2016年))や、京都で開催されたCOP3(第3回気候変動枠組条約締約国会議(平成9年(1997年)))を契機とした地球温暖化対</p>	<p>ウ 自然環境保全意識の高まり</p> <p>自然環境の保全に向けた国定公園の指定(丹後天橋立大江山国定公園(平成19年(2007年))、京都丹波高原国定公園(平成28年(2016年))や、京都で開催されたCOP3(第3回気候変動枠組条約締約国会議(平成9年(1997年)))を契機とした地球温暖化対</p>	<p>33 34 35 36 37</p>

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

<p>環境の悪化などが懸念される一方、自然とのふれあい等に対する志向が高まっている中で、人の営みと自然の営みの調和を図ることが求められている。</p>	<p>策の推進等により、環境に対する意識が高まる中、今後、人口減少により開発圧力が低下する機会を捉え、その保全・再生を図ることが重視されるようになってきており、再生可能な資源・エネルギーの供給、防災・減災及び生活環境の改善など、自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、社会経済的な観点からその保全と活用を図ることが必要である。</p>	<p>策の推進等により、環境に対する意識が高まる中、今後、人口減少により開発圧力が低下する機会を捉え、その保全・再生を図ることが重視されるようになってきていることから、過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境の再生や生物多様性の確保を進め、持続可能で豊かな暮らしを実現する土地利用を推進していくことが大きな課題である。</p>	<p>1 2 3 4 5 6</p>
<p>エ 京都の有する歴史的・文化的環境に対する意識の高まり 京都府は、古来、政治・文化の中心地であったため史跡・名勝や神社・仏閣など多くの文化遺産が存在し、いわば日本文化の一大宝庫となっているが、物質的豊かさより心の豊かさを重視する方向へ変化する中で、歴史的・文化的環境に対する意識も高まっている。 また、高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、優れた自然の風景地など、豊かな自然環境に恵まれているが、開発や外来種などの持ち込みなどにより美しい景観や生物多様性が失われることが懸念される。</p>	<p>(エ) 交流基盤整備の進展 交流基盤については、平成22年(2010年)に京都舞鶴港の国際埠頭が供用開始され、平成25年(2013年)に京都第二外環状道路(にそと)の開通によって名神高速道路と京都縦貫自動車道がつながり、平成26年(2014年)に舞鶴若狭自動車道、平成27年(2015年)に京都縦貫自動車道が全線開通し、平成28年(2016年)10月には山陰近畿自動車道が京丹後市まで延伸したところであり、今後も新名神高速道路の全線開通が予定されている。 また、平成27年(2015年)に京都丹後鉄道が上下分離方式による事業の再編により新たに誕生し、さらにJR奈良線の高速化・複線化第二期事業の推進や、北陸新幹線等のルートも決定予定であるなど、交流基盤の整備が着実に進められる予定である。</p>	<p>エ 交流基盤整備の進展 交流基盤については、平成22年(2010年)に京都舞鶴港の国際埠頭が供用開始され、平成25年(2013年)に京都第二外環状道路(にそと)の開通によって名神高速道路と京都縦貫自動車道がつながった。さらに、平成26年(2014年)に舞鶴若狭自動車道、平成27年(2015年)に京都縦貫自動車道が全線開通し、平成28年(2016年)10月には山陰近畿自動車道が京丹後市まで延伸したことに加え、平成29年(2017年)4月に新名神高速道路が一部開通したことにより、京丹後市から木津川市までが高速道路でつながったところであり、今後も新名神高速道路の全線開通が予定されている。 また、平成27年(2015年)に京都丹後鉄道が上下分離方式による事業の再編により新たに誕生し、さらにJR奈良線の高速化・複線化第二期事業の推進や、北陸新幹線等のルートも決定予定であるなど、交流基盤の整備が着実に進められる予定であることから、こうした交流基盤を活かして、観光誘客や週末居住、二地域居住等による「交流人口」の増加に取り組むことによって、持続可能で魅力と活力のある地域を創り上げる取組みを進めていくことが重要である。</p>	<p>7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27</p>
<p>オ 地域間の交流・連携の進展、多様な主体の協働による土地管理への期待 国民の価値観やライフスタイルの多様化などの中で、都市部の居住者の農山村への居住など住まい方の多様化の動きがみられる。 また、交通網の発達などによって人々の行動範囲が拡大する中で、都市近郊での大規模集客施設の立地による既存の中心市街地の衰退など、一地域の土地利用が市町村域を越えて、広い範囲の土地利用に影響を与えている状況がみられる。更に、地</p>	<p>(オ) 文化首都づくりへの新たな動き 京都府は、古来、政治・文化の中心地であったため、史跡・名勝や神社・仏閣をはじめ多くの文化遺産が存在し、それら遺産と周辺環境が一体となった歴史的環境の保全を図ってきた。 また、文化財保護だけでなく、文化財を活用したイベント(源氏物語千年紀、「世界遺産・二条城 MICE プラン」事業等)を開催する中で、京都の文化を国内外に広く発信してきており、さらに文化庁の京都への全面的な移転の方針が決定されるなど、文化首都づくり(文化創生)に向けた新たな動きがみられる。</p>	<p>オ 文化首都づくりへの新たな動き 京都府は、古来、政治・文化の中心地であったため、史跡・名勝や神社・仏閣をはじめ多くの文化遺産が存在し、それら遺産と周辺環境が一体となった歴史的環境の保全を図ってきた。 また、文化財保護だけでなく、文化財を活用したイベント(源氏物語千年紀、「世界遺産・二条城 MICE プラン」事業等)を開催する中で、京都の文化を国内外に広く発信してきており、さらに文化庁の京都への全面的な移転の方針が決定されるなど、文化首都づくり(文化創生)に向けた新たな動きがみられる。</p>	<p>28 29 30 31 32 33 34 35 36 37</p>

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

<p>域間の交流・連携が進む中で、地域の土地利用に対して地域外からも含めて様々な人や団体が関与する状況もみられる。</p> <p>すなわち、地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、総合的にとらえていくことの重要性が高まっている。</p> <p>また、身近な空間の土地利用に自らもかかわりたいという人々の意識の高まりや、土地利用諸制度にかかる地方分権の進展などの中で、住民、NPO、企業や行政が協働しながら地域の魅力や価値を向上し、持続可能な地域社会を構築し、地域力の再生を図る必要がある。</p> <p>これらの状況に適切に対応するため、地域毎の柔軟な対応の下、次世代へ向けて土地利用について総合的なマネジメントを能動的に行なっていくことが期待される。</p>	<p>府内各地には豊かな自然環境や悠久の歴史と伝統文化が存在しており、それぞれの地域が持つこうした資源や資産にさらに磨きをかけ、京都の未来を拓く人をつくり、地域経済を活性化させて仕事をつくり、京都への人の流れをつくり、新しい交流の中で持続可能で魅力と活力のある地域を創り上げる「京都流地域創生」の取組みがスタートした。</p>	<p>府内各地には豊かな自然環境や悠久の歴史と伝統文化が存在しており、それぞれの地域が持つこうした資源や資産にさらに磨きをかけ、京都の未来を拓く人をつくり、地域経済を活性化させて仕事をつくり、京都への人の流れをつくり、新しい交流の中で持続可能で魅力と活力のある地域を創り上げる「京都流地域創生」の取組みを進めていくことが重要である。</p>	<p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37</p>
	<p>イ 本計画が取り組むべき課題</p> <p>こうした国土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえ、府として取り組むべき課題は、以下のとおりである。</p> <p>(ア) 人口減少による国土管理水準の低下等への対応</p> <p>府内総人口は平成16年(2004年)にピークを迎えた後に減少をはじめ、今後少なくとも数十年にわたり人口減少が継続すると見込まれる。また、年少人口や生産年齢人口の減少と老年人口の増加が進むとともに、人口の地域的な偏在も進展している。</p> <p>人口動態の変化は、国土の利用にも大きな影響を与える。既に人口減少等が進展している都市等では、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念される。また、農山漁村地域では、農地の転用に加え、高齢の農業従事者の離農等による農地の荒廃により、農地面積が減少するとともに、農地の管理水準の低下も懸念される。農業従事者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地集積・集約を進める必要がある。</p> <p>林業・木材産業においては、長期にわたって木材価格が下落するなど厳しい状況にあり、また、シカ・クマ等の野生鳥獣被害や病虫害被害の影響も大きく、一部に必要な施業が行われな森林もみられる。</p> <p>国土管理水準の低下や都市化の進展等の国土利用の変化は、</p>		

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>水源涵(かん)養機能の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与える。</p> <p>また、京都府では、地籍整備が遅れており、時間の経過とともに「人証」「物証」が失われ、土地境界が不明確となる状況は、土地の有効利用の妨げとなるおそれがある。</p> <p>さらに、都市地域へ人口移動が進む中で、農山漁村地域を中心に、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがある。このような問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化する。</p> <p>このため、急激な人口減少下においては、国土の適切な利用と管理を通じて国土を荒廃させない取組みが必要である。</p> <p>また、人口減少、高齢化と経済のグローバル化に伴う国際競争が激化する中で、経済成長を維持し府民が豊かさを実感できる国土づくりをめざす観点から、生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層推進していくことも必要である。</p> <p>(イ) 災害に対して脆弱な国土の強靱化</p> <p>津波により沿岸域に大きな被害をもたらした平成23年(2011年)の東日本大震災や、土砂災害・建物被害をもたらした平成28年(2016年)熊本地震は、国土利用の根本的な課題を府民に強く意識させた。今後も、南海トラフ地震の発生が30年以内に70%程度(平成28年(2016年)1月現在)と高い確率で予想されており、また、府域においてもいつ直下型地震が発生してもおかしくない状況であるため、防災拠点施設の耐震化等の対策の強化が必要である。</p> <p>また、水害、土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念される一方、無降水日数も全国的に増加することが予測されていることから、渇水が頻発化・長期化・深刻化することも懸念されており、平成16年(2004年)台風第23号、3年連続の大規模災害の発生(平成24年(2012年)京都府南部豪雨、平成25年(2013年)台風第18号、平成26年(2014年)8月豪雨)など、想定を上回る集中豪雨等の災害リスクへの対応が必要である。</p> <p>さらに、京都府は、史跡・名勝や神社・仏閣をはじめ多くの文化遺産が存在することから、文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止等の防災対策をはじめ、被災文化財の修</p>		<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	--	--	--

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) — 京都府国土利用計画 (H29. 1) — 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>復、伝統産業の継続など、京都の伝統・文化の保護・継承がなされるよう、平時から体制の構築に努める必要がある。</p> <p>このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限など、安全性を優先的に考慮する国土利用への転換が急務となっている。</p> <p>安心・安全は、全ての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、国土利用においても、災害が発生しても人命を守り、社会経済が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる強靱な国土の構築が必要である。</p> <p>(ウ) 自然環境と美しい景観等の保全</p> <p>人口減少は、開発圧力の低下等を通じて空間的余裕を生み出す面がある。過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境の再生や生物多様性の確保を進め、持続可能で豊かな暮らしを実現する国土利用を推進していくことが大きな課題となる。</p> <p>特に、一度開発された土地は、それまでの利用が放棄されても人為的な土地利用の影響が残ることから、その地域本来の生態系には戻らず、荒廃地等となる可能性がある。このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要となる。</p> <p>加えて、今後、土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、自然環境や景観の悪化、イノシシ・シカ・サル・クマ等の野生鳥獣被害や病虫害被害の深刻化、侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念される。</p> <p>自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、食料の安定供給、水源の涵（かん）養や国土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に大きな影響を及ぼす。このため、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用していくことは、バイオマス等の再生可能エネルギーの地域レベルでの安定確保や健全な水循環の維持又は回復等を通じて地域の持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要である。また、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要で</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	--	--

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) - 京都府国土利用計画 (H29. 1) - 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

<p>(3) 基本方向 以上を踏まえた土地利用の基本方向は、次のとおりである。</p>	<p>ある。</p> <p>さらに、これまで人と自然との関わりの中ではぐくまれてきた景観や美しい農山漁村地域の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や親水空間等の自然環境と美しい景観等を保全・再生・創出し、次世代に継承するとともに、これらを活かして地域の魅力を高め、観光等に利活用することは、地域固有の伝統や文化を継承し個性ある地域を創生する観点からも重要である。</p> <p>(エ) 東京一極集中の是正と地域創生</p> <p>わが国の現状を見ると、東京に人口だけでなく政治・行政・経済等のあらゆる機能が集中するとともに、都会の方が便利で暮らしやすいといった考え方など、人々の価値観の固定化が見受けられ、社会から多様性・柔軟性が失われることが懸念されている。</p> <p>そのため、東京一極集中からの是正や、固定化した価値観の変革を促し、多様性に富み、柔軟で躍動感にあふれた社会の中で、だれもが持てる能力を発揮できるようにしなければならない。</p> <p>府内には、天橋立等の豊かな自然景観や、上賀茂神社等の世界遺産(世界文化遺産)、東寺百合文書等の国宝・重要文化財、葵祭・祇園祭等の伝統的行催事、宇治茶等の優れた農林水産物(京のブランド産品)、北山杉に代表される豊かな森林資源、西陣織等の伝統産業から先端技術産業などが存在する。</p> <p>こうした優れた特徴や独自性を活かして、農林水産業の成長産業化(6次産業化)を図るとともに、農山漁村地域への移住促進対策や子育て支援などの定住対策によって、「定住人口」の増加を図り、また、京都舞鶴港や高速道路等の交流基盤を活かして、観光誘客や週末居住、二地域居住等による「交流人口」の増加に取り組むことによって、持続可能で魅力と活力のある地域を創り上げる「京都流 地域創生」の取組みを進めていくことが重要である。</p> <p>ウ 国土利用の基本方針</p> <p>イで示した課題に取り組むため、本計画は、「安心・安全を実現する国土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「土地の有効活用のための国土利用」、「京都流 地域創生のための国土利用」の4つを基本方針とし、安全性が高く</p>	<p>(3) 基本方針 以上を踏まえた土地利用の基本方針は、次のとおりである。</p>	<p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37</p>
--	---	--	--

<p>ア 土地の有効利用、土地需要の調整</p> <p>限られた土地資源を前提として、必要に応じて再利用を行うなど、土地の高度利用や低未利用地の有効利用を図る。</p> <p>また、土地需要の調整や良好な市街地の形成と再生を行う。</p> <p>なお、土地利用の転換に当たっては、時代の変化に対応しつつも、それが可逆的には行い難いこと、森林や農地等が生産活動をはじめ地域に住む人々の営みに守られ、木材や食料の供給のみならず、国土の保全や水源のかん養など多面的な機能を有していること、生態系をはじめとする自然の様々な循環系に影響を与えること等を考慮して、慎重な配慮の下で適切かつ計画的に行うこととする。</p>	<p>持続可能で豊かな国土を形成する国土利用をめざす。また、人口減少社会において、「定住人口」の増加だけでなく「交流人口」の増加に資する国土利用となるよう、「京都府地域創生戦略」等の本府における他の計画との整合性を図り、国土利用の指針として、その考え方を示す。</p> <p>(ア) 安心・安全を実現する国土利用</p> <p>地震、津波及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する二次災害に備えた防災・減災対策の推進のため、「災害からの安全な京都づくり条例(平成28年京都府条例第41号)」に基づき、水害・地震・土砂災害などの災害危険情報を予め公表する「京都府マルチハザード情報提供システム」による周知等により、府民と情報共有を図り、被害の最小化を図る。</p> <p>また、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限する。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を進める。</p> <p>さらに、社会経済上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。</p>	<p>ア 安心・安全を実現する土地利用</p> <p>地震、津波及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する二次災害に備えた防災・減災対策の推進のため、「災害からの安全な京都づくり条例(平成28年京都府条例第41号)」に基づき、水害・地震・土砂災害などの災害危険情報を予め公表する「京都府マルチハザード情報提供システム」による周知等により、府民と情報共有を図り、被害の最小化を図る。</p> <p>また、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限する。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を進める。</p> <p>さらに、社会経済上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保するなど、安心・安全を実現する土地利用を進める。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p>
<p>イ 安全・安心の土地利用</p> <p>地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本としつつ、治山、治水、地震対策、公害の防止などに十分配慮した安全で安心できる土地利用を図る。</p> <p>また、集落機能の維持が困難となっている地域が果たしてきた国土保全機能の維持を図るため、農林業等が継続できる条件整備を図る。</p> <p>特に、農地、森林については、耕作放棄地の有効利用や緑の公共事業による森林の整備などにより積極的な保全、整備を図る。</p>	<p>(イ) 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用</p> <p>将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ自然環境の保全・再生を進め、森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、地域づくりに資する形で国土利用を図る。その際には、国土を形づくり、府民生活の基盤となる生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用を基本とする。</p> <p>自然環境の活用については、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用したグリーンインフラ等の取組みを推進する。また、地域におけるバイオマス等</p>	<p>イ 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用</p> <p>将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ自然環境の保全・再生を進め、森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、地域づくりに資する形で土地利用を図る。その際には、国土を形づくり、府民生活の基盤となる生物多様性及び生態系の保全と持続可能な土地利用を基本とする。</p> <p>自然環境の活用については、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用したグリーンイン</p>	<p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) - 京都府国土利用計画 (H29. 1) - 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

<p>ウ 土地利用のより一層の質的向上</p> <p>京都議定書に基づく温室効果ガスの排出削減などが急がれる状況などを踏まえた環境負荷の小さい土地利用、循環と共生を重視した土地利用、里地里山の保全・再生など美しくゆとりある土地利用といった観点から土地利用のより一層の質的向上を図る。</p>	<p>の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努め、里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。</p> <p>さらに、自然公園等の自然資源や、農山漁村地域における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた伝統や文化等を活かした観光誘客や、産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市地域、農山漁村地域及び自然維持地域など、様々な地域間相互の交流を促進するとともに、農山漁村地域への移住や、二地域居住など都市地域から農山漁村地域への人の流れの拡大を図る。</p> <p>そのほか、美しい農山漁村地域の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や親水空間の創出など、地域の個性ある美しい景観の保全・再生・創出に努めるとともに、魅力ある地域づくりに取り組む。地域開発を行う必要がある場合には、自然環境の保全との両立を図るよう努める。併せて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から、健全な水循環を維持又は回復するための取組みを進める。</p> <p>また、国土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえ、外来種対策、イノシシ・シカ・サル・クマ等の野生鳥獣被害対策や病害虫被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることにより、生物多様性に関する取組みを社会に浸透させるなど、自然環境の保全・再生・活用に努める。</p> <p>(ウ) 土地の有効活用のための国土利用</p> <p>人口減少下において増加している都市的土地利用をしている地域では、教育、医療、福祉、商業等の都市機能を維持するとともに、低・未利用地や空き家の有効活用、無電柱化や道路緑化等による歴史的まちなみの保存・再生・活用など、地域の状況等も踏まえた取組みにより、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。</p> <p>一方、低密度化した地域では、公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生等の新たな土地利用等を勘案し、地域の状況に応じた対応を進める。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域間連携等を図ることによって必要な</p>	<p>フラ等の取組みを推進する。また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努め、里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。</p> <p>さらに、自然公園等の自然資源や、農山漁村地域における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた伝統や文化等を活かした観光誘客や、産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市地域、農山漁村地域及び自然維持地域など、様々な地域間相互の交流を促進するとともに、農山漁村地域への移住や、二地域居住など都市地域から農山漁村地域への人の流れの拡大を図る。</p> <p>そのほか、美しい農山漁村地域の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や親水空間の創出など、地域の個性ある美しい景観の保全・再生・創出に努めるとともに、魅力ある地域づくりに取り組む。地域開発を行う必要がある場合には、自然環境の保全との両立を図るよう努める。併せて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から、健全な水循環を維持又は回復するための取組みを進める。</p> <p>また、国土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえ、外来種対策、イノシシ・シカ・サル・クマ等の野生鳥獣被害対策や病害虫被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることや、生物多様性に関する取組みを社会に浸透させることなどにより、自然環境を保全・再生・活用する土地利用を進める。</p> <p>ウ 土地の有効な利活用</p> <p>人口減少下において増加している都市的土地利用をしている地域では、教育、医療、福祉、商業等の都市機能を維持するとともに、低・未利用地や空き家の有効活用、無電柱化や道路緑化等による歴史的まちなみの保存・再生・活用など、地域の状況等も踏まえた取組みにより、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。</p> <p>一方、低密度化した地域では、公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生等の新たな土地利用等を勘案し、地域の状況に応じた対応を進める。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域間連携等を図ることによって必要な</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
---	--	---	--

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>機能を享受する取組みを進める。</p> <p>なお、平成27年(2015年)4月、京都府北部地域の5市2町(福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町)は、「京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言」を行い、中心となる都市を設けるのではなく、それぞれの市町が相互に役割を担い連携することによって、北部地域を一つの経済・生活圏とする新たな連携都市圏の形成を進め、圏域として教育、医療、福祉、商業等の都市機能・生活水準の向上を図っていくこととしている。</p> <p>また、京都市など都市間競争に直面する大都市圏等においては、都市地域の生産性を高める土地の有効利用・高度利用を進める。</p> <p>農林業的土地利用をしている地域では、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、国土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、国土の保全、水源の涵(かん)養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。</p> <p>水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、都市地域における雨水の貯留・涵(かん)養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。</p> <p>大規模太陽光発電施設等の再生可能エネルギー関連施設の設置・更新・撤去等に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。</p> <p>なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。</p> <p>さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本とし、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策として公的所有や公的管理についても検討していくことが必要である。</p>	<p>機能を享受する取組みを進める。</p> <p>なお、平成27年(2015年)4月、京都府北部地域の5市2町(福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町)は、「京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言」を行い、中心となる都市を設けるのではなく、それぞれの市町が相互に役割を担い連携することによって、北部地域を一つの経済・生活圏とする新たな連携都市圏の形成を進め、圏域として教育、医療、福祉、商業等の都市機能・生活水準の向上を図っていくこととしている。</p> <p>また、京都市など都市間競争に直面する大都市圏等においては、都市地域の生産性を高める土地の有効利用・高度利用を進める。</p> <p>農林業的土地利用をしている地域では、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、国土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、国土の保全、水源の涵(かん)養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。</p> <p>水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、都市地域における雨水の貯留・涵(かん)養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。</p> <p>大規模太陽光発電施設等の再生可能エネルギー関連施設の設置・更新・撤去等に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。</p> <p>なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。</p> <p>さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本とし、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策として公的所有や公的管理についても検討していくことが必要である。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	---	---	--

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

<p>エ 京都の歴史・文化を踏まえた保全、整備</p> <p>京都が長い歴史と文化によって育んできた自然環境及び歴史的環境・風土の保全、美しい景観や世界に誇る文化的遺産を保全・再生し、人類共通の資産として将来に引き継いでいくとともに、これらの資産を生かした国際的な観光地域としての整備を図る。</p> <p>また、自然環境の保全を旨として維持すべき地域、野生生物の絶滅のおそれのある地域については、適切に保全する。</p>	<p>(エ) 京都流 地域創生のための国土利用</p> <p>京都が持つ資源や資産にさらに磨きをかけるとともに、子育て、教育、雇用等の支援によって地域社会の絆をつくるなど、大学のまち・京都の力を活かした新しい「人づくり文化の創生」、自然や歴史・伝統など多様な地域資源を組み合わせた新しい「産業文化の創生」、豊かな自然の中で都市と田園の魅力を享受する新しい「京都ぐらし文化の創生」、市町村連携により圏域全体で経済・生活機能の向上を図る新しい「地域づくり文化の創生」等に、府民・産・学・公・金融機関・労働団体・NPOなどオール京都で取り組み、未来を見据えた京都ならではの「文化創生」をめざす。</p> <p>そのため、府内市町村と連携し、各地域の特性に応じた地域づくりと産業振興との一体的な取組みや、都市地域と農山漁村地域との交流等を進めることによって、東京一極集中の是正と府域の均衡ある発展を図る。</p> <p>また、「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例(平成28年京都府条例第26号)」に基づく空き家や農地の活用、子育て支援などの移住・定住対策による「定住人口」の増加とともに、府域の南北をつなぐ京都縦貫自動車道等の全線開通等に続き、北陸新幹線等の高速交通網の整備を見据え、自然環境や歴史的文化遺産等を活かした観光誘客等による「交流人口」の増加等に向けた国土利用を図る。</p>	<p>エ 京都流 地域創生のための土地利用</p> <p>京都が持つ資源や資産にさらに磨きをかけるとともに、子育て、教育、雇用等の支援によって地域社会の絆をつくるなど、大学のまち・京都の力を活かした新しい「人づくり文化の創生」、自然や歴史・伝統など多様な地域資源を組み合わせた新しい「産業文化の創生」、豊かな自然の中で都市と田園の魅力を享受する新しい「京都ぐらし文化の創生」、市町村連携により圏域全体で経済・生活機能の向上を図る新しい「地域づくり文化の創生」等に、府民・産・学・公・金融機関・労働団体・NPOなどオール京都で取り組み、未来を見据えた京都ならではの「文化創生」をめざす。</p> <p>そのため、府内市町村と連携し、各地域の特性に応じた地域づくりと産業振興との一体的な取組みや、都市地域と農山漁村地域との交流等を進めることによって、東京一極集中の是正と府域の均衡ある発展を図る。</p> <p>また、「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例(平成28年京都府条例第26号)」に基づく空き家や農地の活用、子育て支援などの移住・定住対策による「定住人口」の増加とともに、府域の南北をつなぐ京都縦貫自動車道等の全線開通等に続き、北陸新幹線等の高速交通網の整備を見据え、自然環境や歴史的文化遺産等を活かした観光誘客等による「交流人口」の増加等に向けた土地利用を図る。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p>
<p>オ 土地利用の総合的マネジメントの推進</p> <p>府民ぐるみで京都の森を守り育むモデルフォレスト運動など、都市住民等の多様な主体による森林づくりや農地の保全管理等直接的な土地管理への参画と協働を推進する。</p> <p>また、それぞれの地域の実情に応じた能動的な土地利用を行うために、地方分権を推進するなど土地利用の総合的なマネジメントの推進により持続可能な土地管理を行う。</p>	<p>(オ) 複合的な施策の推進と国土の選択的な利用</p> <p>国土の適切な管理は、国土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、国土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、国土の適切な管理を行っていくことが必要である。</p> <p>また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地等の土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、過去に損なわれた湿地等の自然環境の再生や希少野生生物の生息地等としての活用など新</p>	<p>オ 複合的な施策の推進と土地の選択的な利用</p> <p>国土の適切な管理は、国土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、国土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、国土の適切な管理を行っていくことが必要である。</p> <p>また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地等の土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、過去に損なわれた湿地等の自然環境の再生や希少野生生物の生息地等としての活用など新</p>	<p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>たな用途を見いだすことで国土を荒廃させず、むしろ府民にとってプラスに働くような最適な国土利用を選択するよう努める。</p> <p>(カ) 府民参画による国土管理</p> <p>地域住民や市町村など、府民参画による地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組みを促進することが重要である。</p> <p>このような地域による取組みを基本としつつ、国土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な国土の恵みを楽しむ都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。</p> <p>急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、モデルフォレスト運動をはじめとする森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動など、府民一人ひとりが国土に関心を持ち、その管理の一端を担う府民参画による地域が主体となった取組みを進めていくことが、一層重要となる。</p>	<p>たな用途を見いだすことで土地を荒廃させず、むしろ府民にとってプラスに働くような最適な土地利用を選択するよう努める。</p> <p>カ 府民参画による土地利用</p> <p>地域住民や市町村など、府民参画による地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組みを促進することが重要である。</p> <p>このような地域による取組みを基本としつつ、土地の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な土地の恵みを楽しむ都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。</p> <p>急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、モデルフォレスト運動をはじめとする森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動など、府民一人ひとりが土地利用に関心を持ち、その管理の一端を担う府民参画による地域が主体となった取組みを進めていくことが、一層重要となる。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p>																
<p>2 地域別の土地利用の基本方向</p> <p>地域別の土地利用に当たっては、各地域の特性に応じた均衡ある発展をめざし地域の自然的、社会的、経済的及び文化的特性を生かした土地利用を図るものとする。</p> <p>地域の区分は、府域の自然的、社会的、経済的諸条件を勘案して、北部、中部及び南部の3地域とする。</p>	<p>(2) 地域類型別の国土利用の基本方向</p> <p>国土の利用に当たっては、各土地利用を個別に捉えるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型として捉えて検討することが重要であり、都市地域、農山漁村地域及び自然維持地域を代表的な地域類型とし、国土利用の基本方向について、以下のとおりとする。</p> <p>なお、地域類型別の国土利用に当たっては、相互の関係性に鑑み、相互の機能分担や交流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。</p>	<p>2 地域別の土地利用の基本方向</p> <p>地域別の土地利用に当たっては、各地域の特性に応じた均衡ある発展をめざし地域の自然的、社会的、経済的及び文化的特性を生かした土地利用を図るものとする。</p> <p>地域の区分は、府域の自然的、社会的、経済的諸条件を勘案して、丹後、中丹、南丹(京都丹波)、京都市、山城の5地域とする。</p>	<p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p>																
<table border="1"> <tr> <td>北部地域</td> <td>福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝郡</td> </tr> <tr> <td>中部地域</td> <td>亀岡市、南丹市、船井郡</td> </tr> <tr> <td>南部地域</td> <td>京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡</td> </tr> </table>	北部地域	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝郡	中部地域	亀岡市、南丹市、船井郡	南部地域	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡		<table border="1"> <tr> <td>丹後地域</td> <td>宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町</td> </tr> <tr> <td>中丹地域</td> <td>福知山市、舞鶴市、綾部市</td> </tr> <tr> <td>南丹(京都丹波)地域</td> <td>亀岡市、南丹市、京丹波町</td> </tr> <tr> <td>京都市域</td> <td>京都市</td> </tr> <tr> <td>山城地域</td> <td>宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村</td> </tr> </table>	丹後地域	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	中丹地域	福知山市、舞鶴市、綾部市	南丹(京都丹波)地域	亀岡市、南丹市、京丹波町	京都市域	京都市	山城地域	宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	<p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
北部地域	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝郡																		
中部地域	亀岡市、南丹市、船井郡																		
南部地域	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡																		
丹後地域	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町																		
中丹地域	福知山市、舞鶴市、綾部市																		
南丹(京都丹波)地域	亀岡市、南丹市、京丹波町																		
京都市域	京都市																		
山城地域	宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村																		

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

<p>(1) 北部地域</p> <p>北部地域では、地域の特色を生かしたものづくり人材育成等の拠点整備、工業団地、広域幹線交通網、港湾施設などの産業基盤や下水道、公園などの生活基盤の体系的な整備、河川整備等の治水対策を推進するとともに、伝統ある地方都市については各都市の特性を踏まえ、それぞれの機能を明確にしつつ、北部地域をリードしていく一体的な中核都市群として整備を促進し、都市機能の連携、強化、市街地の再生を図る。</p> <p>また、農地の利用集積やほ場整備など農業基盤の整備を進め、農用地の有効利用を促進し、地域の風土にあった農産物の生産や加工の拠点として振興を図るとともに、林道等の林業生産基盤の整備、林業経営による森林の保全と活用を支援する。更に、地域産材の利用拡大やバイオマス資源の有効利用を進める。</p> <p>更に、固有の歴史と景観を持つ棚田や森林については、都市部の住民やNPOなどとも協働しながら維持・保全を図る。</p> <p>沿岸域については、侵食等から国土の保全を図るとともに海域の汚濁を防止し、沿岸漁場の整備・開発、漁港の整備などを進め、それらの調和のとれた有効利用を促進する。</p> <p>また、国立公園や国定公園に指定されている風光明媚な丹後半島、特別名勝天橋立、大江山などの豊かな自然や歴史的遺産の適正な保全を図りつつ、観光・レクリエーションゾーンとして魅力ある資源を活用した地域づくりを進め、都市農村交流の促進を図る。</p>	<p>ア 都市地域</p> <p>都市地域においては、人口減少下においても低・未利用地等の活用により、必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会を捉えて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成をめざすことが重要である。</p> <p>また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域の都市化を抑制することや、既に主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等により安全性の向上を促進していくことに加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮することが重要である。</p> <p>これらの取組みにより、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など、街のにぎわいを取り戻し、高齢化にも対応した歩いて暮らせるまちづくりなど、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現する。</p> <p>さらに、京都府北部地域連携都市圏の形成など、各市町が相互に役割を分担して連携することによって、教育、医療、福祉、商業等の都市機能や生活水準の向上を図るとともに、農山漁村地域との交流を促進する。</p> <p>一方、京都市など大都市圏等においては、大街区化等により必要な業務機能が集積できるよう土地の有効利用・高度利用を図るとともに、魅力ある都市空間の形成に向けた基盤整備、良好な業務空間・居住空間の確保、魅力あるにぎわい空間の形成及び利便性の高いアクセス交通の確保を図る。</p> <p>都市地域における防災について、地震等に対しては、出火時の延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等が、豪雨等に対しては、浸水対策等が不十分な地下空間が、依然として存在することから、安全性の向上の推進とともに、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域の防災拠点の整備、オープンスペースの確保及び交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。</p> <p>また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び親水空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。</p>	<p>(1) 丹後地域</p> <p>丹後地域では、京都縦貫自動車道等の交流基盤を活かし、「海の京都」構想に基づく「交流人口」の増加による地域活性化、「300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」が平成29年4月に日本遺産に認定されたことなどを踏まえ、織物業や機械金属業をはじめとする地域基幹産業の振興を図る。</p> <p>また、地域間交流がますます活発になることが見込まれる中、交通基盤のさらなる利便性の向上を核に、各市町が役割を分担・補完しあいながら、広域的な生活・産業基盤を形成し、農山漁村地域としての魅力と産業等が集積する都市機能を兼ね備えた魅力的な生活圏の構築を進める。</p> <p>さらに、本地域の東側は丹後天橋立大江山国定公園、西側は山陰海岸国立公園に指定され、また、京丹後市域はユネスコ世界ジオパークである山陰海岸ジオパークのエリアにも含まれるなど、自然景観に恵まれた地域であり、引き続き自然環境の保全・再生・活用を進める。</p>	<p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18</p>
<p>(2) 中部地域</p> <p>中部地域では、広域幹線道路や公共交通機関へのアクセスを中心とした交通ネットワークの整備を進めるとともに、自然的土地利用と都市的土地利用について十分調整し、生活基盤等の整備と確保を図り、多様な都市機能を有し、田園と調和した緑豊かな市街地を計画的に整備、再生を図る。</p> <p>また、広域基幹林道や基幹的農道等の基盤整備を図るとともに、</p>	<p>一方、京都市など大都市圏等においては、大街区化等により必要な業務機能が集積できるよう土地の有効利用・高度利用を図るとともに、魅力ある都市空間の形成に向けた基盤整備、良好な業務空間・居住空間の確保、魅力あるにぎわい空間の形成及び利便性の高いアクセス交通の確保を図る。</p> <p>また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び親水空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。</p>	<p>(2) 中丹地域</p> <p>中丹地域では、京都舞鶴港や高速道路網を活かして物流関連企業の誘致を推進し、物流拠点の整備を進めるとともに、「海の京都」「森の京都」を踏まえた地域振興を図るほか、中心市街地の再整備など、良好な市街地の整備推進を図る。</p> <p>また、交通基盤の利便性の向上を核に、管内3市を含む府北部地域の各市町が互いに役割を分担・補完し、一定規模の圏域を形成して、都市地域にない田園の魅力と都市機能の両方を享受できる新たな生活圏の構築を進める。</p> <p>さらに、本地域は若狭湾の美しい白砂と透き通った海や丹後天橋立大江山国定公園の大江山連峰で見られる雲海、地域を貫流する由良川の豊かな流れ、緑豊かな里山の風景や美しい星空、東側には京都丹波高原国定公園など、自然に恵まれた地域であり、引き続き自然環境の保全・再生・活用を進める。</p> <p>(3) 南丹(京都丹波)地域</p> <p>南丹(京都丹波)地域では、「森の京都」構想を踏まえ、当地域が持つ産業集積、地域資源、立地条件等の多様な強みを活かし、ものづくり産業の振興、京都丹波立地企業の経営環境の充実を図る。</p>	<p>19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37</p>

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

<p>林業経営による森林の保全と活用を支援する。</p> <p>更に、地域産材の利用拡大やバイオマス資源の有効利用を進める。</p> <p>また、小豆、黒大豆など地域特産物の生産拡大や担い手の育成に努め、優良農用地の保全を図る。</p> <p>更に、河川整備等の治水対策を推進するとともに、森林、溪流などの豊かな自然、素朴な農山村の風情や史跡・名勝をはじめとする恵まれた環境の適正な保全と無秩序な開発の防止を図る。</p> <p>(3) 南部地域</p> <p>南部地域では、歴史、文化、学術、商工業、豊かな自然環境などを活かした中核的な都市域として、交通ネットワーク、生活環境関連施設等の公用・公共用施設などの整備を進め、都市機能の充実・強化、市街地の再生を図るとともに、河川整備等の治水対策を推進し、秩序と調和のある土地利用に努める。都市と共存する都市近郊農林業地域については、宇治茶など地域特産物の生産拡大や竹林の整備など優良農用地の確保を進める。</p> <p>更に、宇治川、桂川、木津川の沿川をはじめ優れた自然環境や史跡・名勝に恵まれた地域においては、それらの適正な保全を図りつつ都市や農山村と調和した観光・レクリエーション地域として整備を進める。</p> <p>京都・乙訓地区においては、新しい時代に対応した文化学術機能や商工業の基盤を整備するとともに、道路、公園、河川等の都市施設を整備し、より安全で快適な生活環境を創出するとともに、伝統的な町家やまちなみなどの優れた景観、歴史的環境の保全に努める。</p> <p>南山城地区については、木津川左岸区域において、自然環境の適正な保全を図りつつ、地域整備と一体的に、サードステージを迎えた関西文化学術研究都市の整備を推進し、文化・学術・研究施設の集積、景観や環境に配慮した良好な住宅地の配置を図る。</p> <p>また、木津川右岸区域において、高速道路網の整備や公共交通機関の整備、豊かな自然的・歴史的環境を活かした産業・居住・観光・スポーツ・レクリエーション地域としての整備、利用を進める。</p>	<p>なお、次の観点から、府内各地域における取組みを進める。</p> <p>丹後地域では、京都縦貫自動車道等の交流基盤を活かし、「海の京都」構想に基づく「交流人口」の増加による地域活性化、平成32年(2020年)に丹後ちりめん創業300年を迎える織物業や機械金属業をはじめとする地域基幹産業の振興を図る。</p> <p>中丹地域では、京都舞鶴港や高速道路網を活かして物流関連企業の誘致を推進し、物流拠点の整備を進め地域振興を図るとともに、中心市街地の再整備など、良好な市街地の整備推進を図る。</p> <p>南丹(京都丹波)地域では、「森の京都」構想を踏まえ、当地域が持つ産業集積、地域資源、立地条件等の多様な強みを活かし、ものづくり産業の振興、京都丹波立地企業の経営環境の充実を図る。</p> <p>京都市域では、京都の歴史性や景観など、これまで引き継がれた地域ごとの特性を活かして、秩序ある土地利用や都市機能の配置を図る。とりわけ、都心部においては、既存の商業・業務機能をさらに高め、魅力的な商業機能の集積を促進する。</p> <p>山城地域では、京都第二外環状道路(にそと)、新名神高速道路等の整備による交通の利便性を活かした商業・工業機能や国際的な物流機能等の産業の集積に資する計画的な土地利用や関西文化学術研究都市をはじめとする学術研究機関等の集積を活かした産学公の連携を進める。併せて「お茶の京都」構想を踏まえ、戦略的な産業・文化振興及び交流拡大を図る。</p> <p>イ 農山漁村地域</p> <p>農山漁村地域は、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵(かん)養など都市地域にとっても重要な様々な機能を有する。このため、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化等による農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産物の成長産業化等によって雇用創出や所得向上を図り、総合的な就業機会を確保すること等により、健全な地域社会を築く。</p> <p>また、公民サービスの融合、PFIの活用、府民・産・学・公・金融機関・労働団体・NPOなど様々な主体との連携・協働などを進める一方、「小さな拠点」の構築等により、生活サービス機能等を向上させるとともに、集落の維持を図る。</p> <p>このような取組みとともに、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、イノシシ・</p>	<p>また、消費地に近い優位性に加え、農林畜産業や食、健康に関する高等教育機関や食品関連産業が数多く立地する強みを活かした農工商連携を進めるとともに、森・里・川の豊かな自然と道路交通網の拡充を活かした農業・農山村交流体験のビジネス化等の展開を図る。</p> <p>さらに、本地域では急峻な山間地域、いわゆる「京都の屋根」が形成されている北東側から高原が広がる北西側にかけて、京都丹波高原国定公園に指定されている。南側は、桂川流域に沿って平坦地が開けており、亀岡盆地をはじめとする広大な耕作地が広がっている。引き続き自然環境の保全・再生・活用を進める。</p> <p>(4) 京都市域</p> <p>京都市域では、京都の歴史性や景観など、これまで引き継がれた地域ごとの特性を活かして、秩序ある土地利用や都市機能の配置を図る。とりわけ、都心部においては、既存の商業・業務機能をさらに高め、魅力的な商業機能の集積を促進する。</p> <p>また、市街地景観の背景となる緑豊かな山々の自然景観や歴史的遺産と結びついた風致を維持・保全し、農林業等を介した緑の保全、地域産木材等の有効活用や地産地消の推進を図る。</p> <p>さらに、本地域には三山等の豊かな自然をはじめ、神社仏閣の建築物や庭園等の借景となる優れた景観があり、大都市でありながら市域の4分の3を豊かな森林が占めている。とりわけ、左京区・右京区の一部地域は、希少な湿地植生等の自然環境と、長い歴史に培われた文化的景観を有する京都丹波高原国定公園に指定されており、引き続き、自然環境の保全・再生・活用を進める。</p> <p>(5) 山城地域</p> <p>山城地域では、京都第二外環状道路(にそと)、新名神高速道路等の整備による交通の利便性を活かした商業・工業機能や国際的な物流機能等の産業の集積に資する計画的な土地利用や関西文化学術研究都市をはじめとする学術研究機関等の集積を活かした産学公の連携を進める。併せて「お茶の京都」構想を踏まえ、戦略的な産業・文化振興及び交流拡大を図る。</p> <p>また、全国的に有名な宇治茶や品質の高いタケノコのほか、ナスやトマトなどの野菜が多く生産されており、宇治茶や地域ブランド「京やましろ新鮮野菜」等によって新たなビジネスを生み出せる都市近郊型農業の展開を図る。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
---	---	---	--

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>シカ・サル・クマ等の野生鳥獣被害や病害虫被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、農山漁村地域における集落を維持し、良好な国土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出する。</p> <p>また、都市地域との機能分担を図り、農山漁村地域への移住や二地域居住を進める。さらに、体験観光の推進等により、都市地域との交流等を促進する。</p> <p>なお、次の観点から、府内各地域における取組みを進める。</p> <p>丹後地域では、地域間交流がますます活発になることが見込まれる中、交通基盤のさらなる利便性の向上を核に、各市町が役割を分担・補完しあいながら、広域的な生活・産業基盤を形成し、農山漁村地域としての魅力と産業等が集積する都市機能を兼ね備えた魅力的な生活圏の構築を進める。</p> <p>中丹地域では、交通基盤の利便性の向上を核に、管内3市を含む府北部地域の各市町が互いに役割を分担・補完し、一定規模の圏域を形成して、都市地域にない田園の魅力と都市機能の両方を享受できる新たな生活圏の構築を進める。</p> <p>南丹(京都丹波)地域では、消費地に近い優位性に加え、農林畜産業や食、健康に関する高等教育機関や食品関連産業が数多く立地する強みを活かした農商工連携を進めるとともに、森・里・川の豊かな自然と道路交通網の拡充を活かした農業・農山村交流体験のビジネス化等の展開を図る。</p> <p>京都市域では、市街地景観の背景となる緑豊かな山々の自然景観や歴史的遺産と結びついた風致を維持・保全し、農林業等を介した緑の保全、地域産木材等の有効活用や地産地消の推進を図る。</p> <p>山城地域では、全国的に有名な宇治茶や品質の高いタケノコのほか、ナスやトマトなどの野菜が多く生産されており、宇治茶や地域ブランド「京やましる新鮮野菜」等によって新たなビジネスを生み出せる都市近郊型農業の展開を図る。</p> <p>ウ 自然維持地域</p> <p>高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を維持・保全すべき地域については、外来種の侵入やイノシシ・シカ・サル・クマ等の野生鳥獣被害や病害虫被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等に取り組む。</p>	<p>さらに、本地域は社寺林等の歴史的な自然環境や、継続的な管理により維持されてきた竹林や里山等の二次的な自然環境が広がるほか、東側は琵琶湖国定公園に指定されるなど、多様な形態の自然環境に恵まれており、引き続き自然環境の保全・再生・活用を進める。</p>	<p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37</p>
--	--	---	--

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>また、都市地域や農山漁村地域を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ることなどにより、適正に保全する。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえた自然体験・学習等の自然とのふれあいの場として観光等への利活用を図るなど、都市地域や農山漁村地域との適切な関係を構築する。</p> <p>なお、次の観点から、府内各地域における取組みを進める。</p> <p>丹後地域は、東側は丹後天橋立大江山国定公園、西側は山陰海岸国立公園に指定され、また、京丹後市域はユネスコ世界ジオパークである山陰海岸ジオパークのエリアにも含まれるなど、自然景観に恵まれた地域であり、引き続き自然環境の保全・再生・活用を進める。</p> <p>中丹地域は、若狭湾の美しい白砂と透き通った海や丹後天橋立大江山国定公園の大江山連峰で見られる雲海、地域を貫流する由良川の豊かな流れ、緑豊かな里山の風景や美しい星空、東側には京都丹波高原国定公園など、自然に恵まれた地域であり、引き続き自然環境の保全・再生・活用を進める。</p> <p>南丹(京都丹波)地域では、急峻な山間地域、いわゆる「京都の屋根」が形成されている北東側から高原が広がる北西側にかけて、京都丹波高原国定公園に指定されている。南側は、桂川流域に沿って平坦地が開けており、亀岡盆地をはじめとする広大な耕作地が広がっている。引き続き自然環境の保全・再生・活用を進める。</p> <p>京都市域には、三山等の豊かな自然をはじめ、神社仏閣の建築物や庭園等の借景となる優れた景観がある。また、大都市でありながら市域の4分の3を豊かな森林が占めている。とりわけ、左京区・右京区の一部地域は、希少な湿地植生等の自然環境と、長い歴史に培われた文化的景観を有する京都丹波高原国定公園に指定されており、引き続き、自然環境の保全・再生・活用を進める。</p> <p>山城地域は、社寺林等の歴史的な自然環境や、継続的な管理により維持されてきた竹林や里山等の二次的な自然環境が広がるほか、東側は琵琶湖国定公園に指定されるなど、多様な形態の自然環境に恵まれており、引き続き自然環境の保全・再生・活用を進める。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
	<p>(3) 地域別の概要及び国土利用の基本方向</p>	

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) — 京都府国土利用計画 (H29. 1) — 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	(現況と課題)		1
	京都府は、日本列島のほぼ中央に位置し、南北に細長い形状をしている。日本海に面する丹後地域、中丹地域の海岸線は、変化に富むリアス式海岸で、豊富な景勝地や天然の良港に恵まれている。		2
			3
	また、大部分が中山間地域である中丹地域、南丹(京都丹波)地域には、府内を流れる2つの水系の一級河川が流れており(丹波山地を境に大阪湾に注ぐ淀川水系、日本海に注ぐ由良川水系)、その流域には亀岡盆地、福知山盆地をはじめとする小盆地が点在している。		4
			5
	京都市域や山城地域には、大都市や市街地が発達しており、桂川・宇治川・木津川の三川合流地点を要に、山城盆地が扇状に広がっている。		6
			7
	府の総面積は約 4,613 km ² であり、そのうち、森林面積は約 74%、農地面積は約 7%と農林業的土地利用が約 80%となっており、市街地面積は約 6%となっている。		8
			9
	総人口は約 261 万人(平成 27 年(2015 年)10 月 1 日現在、国勢調査結果)であり、そのうち、政令指定都市である京都市が約 148 万人(同上)と約 57%を占めており、2 番目の規模の宇治市が約 18 万人(同上)で、その他の市町村は 9 万人(同上)に満たない規模となっている。		10
			11
	丹後地域、中丹地域、南丹(京都丹波)地域及び山城地域の木津川右岸地域においては、今後も人口減少が推定されるが、「定住人口」の増加だけでなく、通勤・通学等の昼間人口、観光客、週末居住や二地域居住等の多様な交流を通じて、地域ににぎわいと活力をもたらすため、「交流人口」の増加を図ることが重要である。		12
			13
	ア 丹後地域		14
	丹後地域は、京都府の最北部に位置し、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町の 2 市 2 町からなる。面積は約 845 km ² と府全体(約 4,613 km ²)の約 18%を占めており、東は舞鶴市、西は兵庫県豊岡市、南は福知山市に接している。		15
			16
	当地域は、天橋立、阿蘇海、伊根湾、経ヶ岬、琴引浜、小天橋、久美浜湾など、様々な貴重な地質遺産を有し、東側は丹後天橋立大江山国定公園、西側は山陰海岸国立公園に指定され、京丹後市域はユネスコ世界ジオパークである山陰海岸ジオパークのエリア		17
			18
			19
			20
			21
			22
			23
			24
			25
			26
			27
			28
			29
			30
			31
			32
			33
			34
			35
			36
			37

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>にも含まれており、上世屋、内山のブナ林、夕日ヶ浦、袖志の棚田など自然景観に恵まれた地域である。</p> <p>気候は、四季の変化に富む日本海型気候で、夏は気温が高い日が続き、晩秋から冬にかけては「浦西(うらにし)」といわれる季節風とそれに伴う時雨現象で、不安定な天候となり、冬季には山間部では1mを超す積雪が見られることもある。</p> <p>交通基盤については、京阪神地域から100km以上離れていることなどが、観光や産業の振興を図る上で制約となっていたが、近年は、平成26年(2014年)に舞鶴若狭自動車道、平成27年(2015年)に京都縦貫自動車道が全線開通し、平成28年(2016年)に京丹後市域まで延伸された山陰近畿自動車道とそれにアクセスする国道や府道の道路ネットワークの形成が進められ、京都丹後鉄道も含めた交通基盤の整備等が着実に進められてきた。なお、まだ狭あいな道路等も多く、その解消に努めていく必要がある。</p> <p>一方、当地域は、府内でもっとも高齢化が進んでおり、少子化による人口減少とともに、依然として深刻なイノシシ・シカ・サル・クマ等の野生鳥獣被害や病虫害被害が地域の社会経済全般にわたり様々な影響を与えている。</p> <p>さらに、近年は、台風や局地的豪雨等の異常気象による災害が各地で頻発しており、この地域でも、台風による風水害や土砂災害、豪雪による被害が規模の大小にかかわらずほぼ毎年発生している。また、原子力災害等を含めた様々な危機に対応できるようにすることが必要であるなど、生活の安心・安全への対策が一層重要になっている。</p> <p>イ 中丹地域</p> <p>中丹地域は、京都府の北部に位置し、福知山市、舞鶴市及び綾部市の3市からなる。面積は約1,242km²と府全体(約4,613km²)の約27%を占めており、丹波山地の山々と日本海に囲まれた地域で、東西は56km、南北は50kmにわたり、丹後地域、南丹(京都丹波)地域、福井県の嶺南地域と兵庫県の但馬・丹波地域に隣接している。</p> <p>また、京都舞鶴港が、国内では北海道との、国外では北東アジアとの日本海側の玄関港として、陸上交通では、古くから京阪神と関西北部との交通の結節点として、舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、国道9号・27号・173号・175号等の道路網、JR山陰本線・福知山線・舞鶴線・小浜線、京都丹後鉄道宮福線・宮津</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	--	--

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) - 京都府国土利用計画 (H29. 1) - 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>線の鉄道網が整備されている。</p> <p>人口は減少傾向にあり、18歳になると進学・就職等によりこの地域を離れる傾向が強いこと、また、少子高齢化の進行とそれに伴う過疎化・集落維持問題、依然として深刻なイノシシ・シカ・サル・クマ等の野生鳥獣被害や病害虫被害、中心市街地の衰退、回復に弱さがみられる地域経済情勢、医師不足等の課題がある。</p> <p>また、社会基盤の整備により交通アクセスが便利になる反面、人々が通り過ぎる地域になることが懸念される。</p> <p>さらに、当地域は、平成16年(2004年)台風第23号に引き続き、平成25年(2013年)台風第18号や平成26年(2014年)8月豪雨等により、10年間で3度の甚大な被害を経験しており、局地的な大雨災害や全国的な大規模地震発生へのおそれが高まる中、原子力災害等を含めた様々な危機に対応できるようにすることが必要であるなど、これまで以上に安心・安全の確保が大きな課題となっている。</p> <p>ウ 南丹(京都丹波)地域</p> <p>南丹(京都丹波)地域は、京都府のほぼ中央部に位置し、亀岡市、南丹市及び京丹波町の2市1町からなる。面積は約1,144k㎡と府全体(約4,613k㎡)の約25%を占めており、東は京都市と滋賀県高島市に、西は福知山市、兵庫県篠山市及び大阪府豊能郡に、南は大阪府高槻市及び茨木市に、北は綾部市及び福井県大飯郡にそれぞれ接している。</p> <p>北東側に急峻な山間地域が連なり、いわゆる「京都の屋根」が形成され、北西側にかけては高原地域となっており、南側は桂川流域に沿って平坦地が開け、亀岡盆地をはじめとする広大な耕作地が広がっている。</p> <p>また、京阪神地域の大都市地域にも近接しており、住宅地の開発や企業立地が進展してきている。近年のJR山陰本線(嵯峨野線)や京都縦貫自動車道等の道路交通網の整備、特に平成25年(2013年)4月に名神高速道路と京都縦貫自動車道がつながったこと、平成27年(2015年)7月に京都縦貫自動車道が全線開通したことにより、京阪神地域とのアクセスが飛躍的に向上した。平成28年(2016年)3月には由良川源流である芦生の森を中心とする京都丹波高原国定公園が新規に指定され、自然環境や景観の良さ、交通の利便性を併せ持つ強みを活かした発展が期待されている。</p> <p>近年、集中豪雨が多発し、平成25年(2013年)台風第18号や平</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	---	--

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) - 京都府国土利用計画 (H29. 1) - 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>成 26 年 (2014 年) 8 月豪雨等により甚大な被害を受けたが、自然災害をはじめ、火災や犯罪、感染症、原子力災害等を含め様々な危機に対応できるよう、道路ネットワークの確保や河川改修等のハード対策はもとより、ソフト対策も合わせた取組みにより、災害に強い地域づくりを進めていく必要がある。</p> <p>北部地域を中心に高齢化が進行しており、高齢化率 (65 歳以上の人口の割合) は、平成 26 年 (2014 年) 3 月 31 日現在で 27.5% と、京都府平均の 25.7% を上回っている。今後も高齢化率は上昇し、平成 42 年 (2030 年) には 35.1% となることが予測されていることなどから、農業・製造業・サービス業等における「働き手」の確保の問題をはじめ、守り伝えられてきた文化・伝統の「担い手」不足の問題が顕在化している。</p> <p>当地域は、都市地域と農山村地域が同居する地域であり、高速道路をはじめとする交通の利便性や、携帯電話の電波受信等の情報通信手段に係る生活環境面での地域間格差も存在する。こうした社会資本整備の格差を少なくする一方で、逆に地域の特性として活用し、農山村地域に住む人の暮らしやすさや、訪れたり移住を望む人にとっての利便性を確保しながら、地域に愛着と誇りを持ってもらえるようにしていくことが大切である。</p> <p>エ 京都市域</p> <p>京都市域は、京都府の南部に位置しており、総面積は約 828 km² で、京都府面積約 4,612 km² の約 18% を、人口は、約 148 万人 (平成 27 年 (2015 年) 10 月 1 日現在、国勢調査結果) で、府内人口約 261 万人 (同上) の約 57% を占めている。東は滋賀県高島市及び大津市、西は亀岡市、南は長岡京市、向日市、大山崎町、八幡市、久御山町及び宇治市、北は南丹市にそれぞれ接しており、大阪市域、神戸市域と並び近畿地方の大都市の一つとして都市機能が集積している。</p> <p>京都市域には、三山等の豊かな自然をはじめ、国宝や重要文化財をはじめとする有形文化財、伝統芸能等の無形文化財、神社仏閣、優れた景観及びこれらを形成する建築物や庭園、産業土木に関する遺産、長い歴史に培われた文化、地域コミュニティ、伝統産業、知的財産等の歴史・文化資源や時代の要請に応じて整備された都市施設等の様々な有形無形の蓄積がある。また、大都市でありながら市域の 4 分の 3 を豊かな森林が占め、自然との優れた</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	---	--

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) - 京都府国土利用計画 (H29. 1) - 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>調和が形成されている一方、過疎地域、限界集落、限界集落化しつつある地域も抱えており、全国の過疎等の切実な問題を有する各地とも、課題意識を共有する都市である。</p> <p>京都市の人口について、京都市の出生率が、今の 1.26 のままで推移した場合、平成 52 年(2040 年)には 132 万人、平成 72 年(2060 年)には 110 万人となる (※国立社会保障・人口問題研究所の推計式を基に算出)。</p> <p>今後、人口減少が進むと、京都市全体の活力低下や地域コミュニティの維持が困難になることなどが懸念され、高齢化の進展に伴い、高齢世帯の急増、災害時における災害弱者の増加、公共交通や生活利便サービスの脆弱な地域における生活が困難になることなどが懸念される。</p> <p>防災に関しては、歴史の継承をはじめとした地域特性に配慮した防災対策の推進や市民と行政が一体となり都市の防災力の向上に努めている。とりわけ、頻発する集中豪雨に伴い発生する浸水被害に対しては、流域全体を見据えた総合的な治水対策による災害に強い都市の形成をめざし、河川や下水道の整備、森林や農地等の適正な管理・保全、その他の雨水貯留浸透対策の実施により、流域からの雨水の流出抑制を図っている。</p> <p>オ 山城地域</p> <p>山城地域は、京都府の南部に位置し、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村の 7 市 7 町 1 村からなる。総面積は約 554 km²で、京都府面積約 4,613 km²の約 12%を、人口は約 70 万人(平成 27 年(2015 年)10 月 1 日現在、国勢調査結果)で、京都市を除く府内人口約 114 万人(同上)の約 62%を占めている。京都・奈良・大阪を結ぶ歴史文化軸上に展開する歴史的文化的地域で、京都市・大阪府・奈良県・滋賀県・三重県に接していることから、近隣の大都市との交流も活発である。</p> <p>一方、国立社会保障・人口問題研究所によると、30 年後、ほとんどの市町村で人口の減少が推定されており、将来を見据えた総合的な対策が必要である。</p> <p>また、当地域は、安心・安全の観点から治水対策や土砂災害対策を着実に進めているが、平成 24 年(2012 年)京都府南部豪雨や平成 25 年(2013 年)台風第 18 号による豪雨災害をはじめとし、近年</p>		<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	---	--	--

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) - 京都府国土利用計画 (H29. 1) - 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>ますます自然災害の脅威が増しており、これまで以上に重点的な防災・減災対策が必要である。</p> <p>乙訓地域(向日市・長岡京市・大山崎町)及び山城中部地域の宇治市・八幡市・久御山町については、市街地が多く都市的な人口構造を有し、交通基盤の発達により企業が集積するとともにベッドタウンとして発展してきたが、高齢化に伴う新たな課題も生じている。</p> <p>山城中部地域の城陽市・井手町・宇治田原町については、大部分が山間地の森林で、一部に平坦地が広がっている。新名神高速道路の整備やJR奈良線の高速化・複線化第二期事業の完成が予定されており、住宅開発や産業施設等の立地を促進するなど、交通基盤を活かしたまちづくりを推進していく必要がある。</p> <p>相楽東部地域(笠置町・和束町・南山城村)については、府内でも最も高い人口減少率となっており、人口減少と高齢化によりコミュニティの維持そのものが危ぶまれる農山村地域が中心で、豊かな自然環境や歴史的文化遺産が多く残されている。また、道路や鉄道等の都市基盤整備の進捗状況は学研都市地域に比べて緩やかで、住宅開発や企業立地は限定的となっている。</p> <p>学研都市地域(京田辺市・木津川市・精華町)については、人口増加率が全国でも有数の地域であり、若年人口の増加が見込める地域である。また、ベッドタウンとしての住宅開発や交通網整備等による企業立地の増加、関西文化学術研究都市のクラスター群への研究施設立地等の進展が見られる。</p> <p>さらに、「政府関係機関移転基本方針(平成28年(2016年)3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)」等に基づき、(国研)理化学研究所(理研)との共同研究の展開や、(国研)情報通信研究機構(NICT)との研究連携体制の構築を推進している。</p> <p>このように、当地域は様々な課題を抱えているが、全国的に有名な宇治茶や品質の高いタケノコのほか、ナスやトマト等の生産地であると同時に、最先端の学術研究施設が立地する関西文化学術研究都市や日本遺産をはじめ多くの歴史的文化遺産を有するほか、ものづくり企業が集積し、NPO等が地域の活動を担うなど多様な特色があり、大きなポテンシャルを有している。</p> <p>(基本方向) ア 丹後地域</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	---	--

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>丹後地域においては、人口減少と少子高齢化が今後も予想される中であって、「海の京都」構想に基づき、地域の自然・文化・歴史遺産等の資源を活かす「観光」を牽引役として「交流人口」を増やす取組みを進めている。丹後の豊かな自然と風土がはぐくむ「食」関連をはじめとする様々な産業への波及効果により、雇用拡大など地域の活性化をめざすとともに、丹後地域の活性化を支える産業基盤として、ブランド京野菜、間人ガニなど「丹後・食の王国」と呼ぶにふさわしい豊かな食に恵まれている農林水産業や、織物業・機械金属業をはじめとする「ものづくり産業」等の地域産業についての担い手の確保・育成を図る。また、平成32年(2020年)の丹後ちりめん創業300年に向けた幅広いPRの取組みや世界に通じる新商品開発や試作品製造など多品種少量生産の時代の流れに対応できる「オンリーワン企業」の育成等により、地域産業の振興を図っていく。</p> <p>併せて、山陰海岸ジオパークや天橋立などの自然、伊根の舟屋・ちりめん街道等のまちなみを活かした「海の京都」構想に基づいた地域振興、まちづくりなどを通じて、丹後地域の豊かな自然・景観・環境・文化を守り育て次世代に伝えるとともに、地域の特性を活かした観光事業、地域資源や自然を活用したエネルギー事業など、新たな方策での地域活性化をめざす。</p> <p>さらに、これまでの経験を踏まえ、災害に強い地域づくり、人づくりを進めるとともに、災害に強い道路ネットワークの整備や建物の耐震化、ハード・ソフト一体となった洪水・土砂災害・集中豪雨対策などを推進し、災害から人命・財産を守る。保健、医療及び福祉・介護施策についても一層充実させ、健康長寿で安心して暮らせる地域づくり、若者が安心して結婚し、出産・子育てができる地域づくりを進める。</p> <p>これらの取組みを通じて、「将来の丹後地域を見据え、若者が誇りと愛着を持って暮らせる地域づくり」を合い言葉に、地域力再生活動の推進をはじめ、住民が利用しやすい公共交通の実現など、ふるさと定住や、地域の生活や活動、地域内外の交流を支えるとともに、一人ひとりの人権が守られ、自分らしく暮らせる地域をめざす。</p> <p>なお、現在、府北部地域では、交通基盤の整備による利便性の向上により、地域間交流がますます活発になることが見込まれており、こうした交通基盤の利便性の向上に加え、丹後地域と中丹地域の7市町により署名した「京都府北部地域連携都市圏形成推</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	--	--

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) — 京都府国土利用計画 (H29. 1) — 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>進宣言」(平成 27 年(2015 年)4 月 22 日)に基づき、各市町が、役割の分担や補完により、広域的な生活・産業基盤の形成を促進するとともに、農山漁村地域としての魅力と産業等が集積する都市機能を兼ね備えた魅力的な生活圏の構築を進める。</p> <p>イ 中丹地域</p> <p>中丹地域においては、「海の京都」「森の京都」構想に基づき、海・川・里・山・歴史・風土・伝統・文化等の資源を活かし、人・もの・情報等のネットワークの回廊の形成をめざした「京都由良川里山回廊構想」や、福知山市、舞鶴市及び綾部市にある工業集積と大学や高等専門学校等の人材育成機関を活かしながら、府北部地域におけるものづくり産業の中核拠点の形成をめざす「北京都ものづくり拠点構想」に取り組んでおり、豊かな自然と先端産業が共存する特性を活かした地域づくりを進めるとともに、人口減少が進む中、公共交通網の利便性の向上を核に、管内 3 市を含む府北部地域の各市町が互いに役割を分担・補完しつつ、一定規模の圏域を形成し、都市地域にない田園の魅力と都市機能の両方を享受できる新たな生活圏(京都府北部地域連携都市圏)の構築を進める。また、府県を越えて広がる関西北部交流エリアの結節点として、さらに、対外的には、関西全域と北東アジアとを結ぶ日本海側の玄関口として、関西北部・日本海側の活性化の原動力となり、国際的に人・文化・産業・情報が交流する「みやこ」となることをめざす。</p> <p>併せて、福知山市、綾部市における「森の京都」づくり等の新たな要素も絡めながら農林水産業の振興を図るとともに、地域に根ざす中小企業等の育成、整備された高速道路や京都舞鶴港等の産業基盤を活かした物流拠点の形成をめざすなど、産業振興と一体となった定住促進を図る。</p> <p>平成 25 年(2013 年)3 月には「海の京都」構想を策定し、平成 26 年(2014 年)7 月に京都府北部 7 市町が「海の京都観光圏」に認定され、全国有数の観光圏とするための取組みを進めてきたところであり、今後は、一度訪れた観光客が再び訪れたいくなる、魅力ある観光地づくりを継続して行う。</p> <p>そのため、「京都舞鶴港ランドブリッジ構想」に基づき、京阪神や中京圏はもとより、海外からのクルーズ客船も見据えて、市域や府県域を越えた広域観光の推進や、域内外との交流をスムーズにする道路や公共交通機関等の一層の基盤の整備、さらには、こ</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	---	--

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) - 京都府国土利用計画 (H29. 1) - 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>これらの交流を農山漁村集落の活性化に活かす取組みを進める。</p> <p>また、これまでの災害経験を踏まえ、災害を未然に防ぐための防災基盤の整備をはじめ、災害の被害を最小限に抑えるための防災力の向上や危機管理体制の強化を図るなど、府民の暮らしの安心・安全の確保のための取組みを進める。</p> <p>ウ 南丹(京都丹波)地域</p> <p>南丹(京都丹波)地域においては、平成 28 年(2016 年)3 月に「京都丹波高原国定公園」に指定されるなど、芦生原生林や里山等の豊かな自然環境の保全を図るとともに、丹波黒大豆、京野菜等の高品質な農林畜産物等の地域資源を活かして都市・農村交流の取組みを促進する、京都丹波「食と森の交流の都」構想や、京都美術工芸大学や京都新光悦村に立地する企業等と産学連携等を進め、人づくりからものづくりまでを担う伝統工芸の新しい拠点を形成する「新京都伝統工芸ビレッジ構想」が進められており、さらに「森の京都」構想に基づき、当地域が持つ産業集積、地域資源、立地条件等の多様な強みを活かし、ものづくり産業の振興、企業の経営環境の充実を図るとともに、訪問客の嗜好の変化や交通アクセス等の変化に対応した新たな京都丹波観光プロモーションの展開、京都丹波まるごとスタジアム化によるスポーツ観光等の京都丹波の新時代にふさわしい戦略的観光プログラムの推進により、国内をはじめ海外からの誘客促進を図る。</p> <p>地場産業としての農林畜産業を振興するに当たっては、消費地に近い優位性に加え、農林畜産業や食・健康に関する高等教育機関や食品関連産業が数多く立地する強みを活かした農商工連携を進めるとともに、森・里・川の豊かな自然と道路交通網の拡充を活かした農業・農山村交流体験のビジネス化等の展開を図る。</p> <p>また、豊かな森林資源を有するため、木材の生産地としてだけでなく、林業の 6 次産業化をはじめ新たな産業おこしにつなげるとともに、多様な地域資源を最大限活用し、スポーツ・健康・文化等に関する新複合産業の創出を進める。</p> <p>さらに、道路整備を推進し、国道・府道・市町村道・農道・林道と鉄道が一体となって様々な交流ができる基盤となる交通ネットワークの形成を図るとともに、洪水・土砂災害対策を推進し、だれもが安心して安全で快適に暮らすことができる地域づくりをめざす。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	---	--

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) — 京都府国土利用計画 (H29. 1) — 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>エ 京都市域</p> <p>京都市域においては、保全・再生・創造の土地利用を基本としながら、京都の歴史性や景観など、これまで引き継がれた地域ごとの特性を活かして、秩序ある土地利用や都市機能の配置を図る。</p> <p>都市に活力とにぎわいを生み出す都心部では、魅力的な商業機能をはじめとする、多様な都市機能の集積を促進させるとともに、公共交通と連携した商業・業務機能のさらなる集積を図るため、四条烏丸を中心とする周辺の幹線道路（御池通・四条通・五条通・河原町通・烏丸通・堀川通）沿いや京都駅周辺において、活性化策を推進する。中でも、京都駅西部エリアにおいては、多様な地域主体と連携してまちづくりを推進するとともに、JR新駅及び駅周辺の歩行空間の整備や中央市場整備等に伴う新たなにぎわいの創出を図る。</p> <p>太秦地域の「京都クロスメディアパーク構想」では、映画制作・編集・配信等の技術開発やコンテンツ系ベンチャーの育成支援、国際交流、観光振興、人材育成等の機能をあわせ持つ一大メディア産業拠点の形成に取り組む。</p> <p>南部創造のまちづくりの先導地区である「らくなん進都」をはじめとするものづくり拠点では、国際競争力を高める環境整備やものづくり都市を支える活力ある工業地の形成、企業立地支援を行うため、操業環境の保全・向上や生産機能の高度化への対応、周辺環境の整備改善や業務・生産・流通機能の誘導等を図るとともに、伝統産業から先端技術産業までの多様なものづくり産業と居住環境が共存する地域では、今後とも住・農・工が共存できる環境の維持・充実を図る。</p> <p>市街地内では、多世代が安心・快適に居住できる生活圏の形成に配慮するとともに、地域の特性に応じた良好な住宅地の形成を図ることで、安心して住むことができる居住環境を維持する。豊かな自然と共生する市街化調整区域等（農山村地域等）では、自然環境と調和した既存集落等の居住環境の維持・保全を目的とし、計画的な土地利用を図る。</p> <p>京都の歴史的景観の背景となる三山をはじめとした緑豊かな地域（自然維持地域等）では、森林の植生の保全や育成の取組みとも連携し、維持・保全を図る。</p> <p>大規模な低・未利用地は、京都の活力の維持・向上を進める上で貴重な財産であることから、都市の空洞化や無秩序な開発とならないよう、計画的な土地利用を図る。</p>		<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	--	--	--

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) - 京都府国土利用計画 (H29. 1) - 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>また、京都に暮らす人々だけでなく、京都を訪れる人々にとっても、災害発生時における安心・安全を確保し、被災後の都市機能を確保するため、「災害による被害を防ぐ（防災）」、「災害の被害を軽減する（減災）」という考えのもと、災害に強い都市の形成を図る。</p> <p>「政府関係機関移転基本方針（平成 28 年(2016 年)3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定）」等に基づき、文化庁の京都への全面的な移転に向けて取り組むとともに、文化庁と連携しながら、観光・産業、教育、福祉、まちづくり等の様々な関連分野との連携を強化し、総合的な施策の推進や戦略的な国内外への発信を図っていく。</p> <p>オ 山城地域</p> <p>山城地域においては、ほとんどの市町村で将来的に人口が減少し、集落の維持が困難になる地域もあると推定されており、人口増加と人口減少に直面する都市地域と農山村地域が隣接する特徴ある地域構造を活かした連携を深めるなど、都市地域と農山村地域が共存する地域をめざす。</p> <p>さらに、近年、山城地域においても、大規模な自然災害が発生していることから、重点的に防災・減災対策を行い、だれもが安心して暮らせる地域をめざす。</p> <p>また、京滋バイパス、第二京阪道路等に加え、平成 25 年(2013 年)4 月には京都第二外環状道路（にそと）が開通し、今後、新名神高速道路の全線開通、JR 奈良線の高速化・複線化第二期事業の完成が予定されており、山城地域は関西の交通結節点として新しい時代を迎えようとしている。</p> <p>こうした中、「お茶の京都」構想に基づき、宇治茶や地域ブランド「京やましる新鮮野菜」等によって新たなビジネスを生み出せる農林業の展開や、交通の利便性を活かした商業機能や国際的な物流機能、関西文化学術研究都市をはじめとする学術研究機関等の集積を活かした産学公の連携等を進めるとともに、日本遺産『日本茶 800 年の歴史散歩』を活かしながら、外国人観光客を含めた旅行者のニーズに対応した魅力ある観光施策や地域振興の取組みを推進することで、交流が盛んなにぎわいの実感できる地域をめざす。さらに、「宇治茶の郷づくり構想」に基づき、文化的景観の世界文化遺産登録をめざし、お茶文化の維持・継承とともにその魅力を高め発信することで、地域振興を図る。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	--	--

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) — 京都府国土利用計画 (H29. 1) — 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>また、「政府関係機関移転基本方針（平成 28 年(2016 年)3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定）」等に基づき、(国研)理化学研究所(理研)との共同研究の展開や、(国研)情報通信研究機構(NICT)との研究連携体制の構築を推進していく。</p> <p>府域の東西南北を結ぶ新たな交通の要衝地である乙訓地域(向日市・長岡京市・大山崎町)では、「京都乙訓ダイナミックシティー構想」に取り組んでおり、京都の西のゲートウェイとして「竹の里・乙訓」と位置づけ、「京都・かぐや姫観光」の推進や3つの京都をつなぐ大交流によるにぎわいづくりを進めるとともに、これらの社会基盤や多様性に富んだ地域資源を活用し、産業の集積に資する計画的な土地利用や、安心・安全なまちづくりを進める。</p> <p>山城中部地域の宇治市・八幡市・久御山町では、新名神高速道路等の整備により、全国でも有数の交通至便な地域となることから、産業の集積が期待されており、それを踏まえたまちづくりの推進、交流のさらなる活性化を図る。</p> <p>山城中部地域の城陽市・井手町・宇治田原町では、新名神高速道路等の交通基盤整備による商業機能や物流機能を利用したまちづくりとともに、大消費地を控えた地域ならではの条件を活かした都市近郊型農業を展開していく。</p> <p>相楽東部地域(笠置町・和束町・南山城村)は、交通基盤整備により、「人・もの」の流れをより効果的に呼び込む中で、豊富な歴史的文化遺産や茶畑に代表される美しい景観等の地域資源を活かし、人の集う活気ある地域をめざす。</p> <p>学研都市地域(京田辺市・木津川市・精華町)は、引き続き先端科学研究の拠点として、住宅開発や交通網整備等により企業立地等を推進していく。</p> <p>(4) 利用区分別の国土利用の基本方向</p> <p>利用区分別の国土利用の基本方向については、以下のとおりとする。なお、各利用区分を個別に捉えるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する必要がある。</p> <p>ア 農地</p> <p>農地については、府民生活を支える食料等の生産基盤であることから、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図るとともに</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	---	--

	<p>に、環境に配慮した農業生産を行う。</p> <p>また、不断の良好な管理を通じて国土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図る。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。</p> <p>中山間地域等の条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」といった営農形態や都市地域と農村地域の共生・交流等の地域間交流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による管理のあり方について、さらに、棚田等が有する土砂災害防止機能等の保全やその代替機能の確保についても、検討する。</p> <p>市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な利用を図る。</p> <p>イ 森林</p> <p>森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、国土の保全、水源の涵(かん)養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めるとともに、京都丹波高原国定公園など地域資源を活かした観光誘客を図る。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。また、森林組合等による広域にわたる森林管理の推進を図っていくことが必要であり、さらに、モデルフォレスト運動など、公的な関与も含めた企業等の多様な主体による維持・管理を促進する。</p> <p>また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会を捉え、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、府内産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全を推進する。</p> <p>都市地域及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての整備及び保全を推進するとともに、農山漁村地域の集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な要請に配慮し、適正な利用を図る。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	---	--

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。</p> <p>ウ 原野等 原野等のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等となつて貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮し、適正な利用を図る。</p> <p>エ 水面・河川・水路 水面・河川・水路については、想定を上回る災害リスクへの対応や安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある親水空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等の多様な機能の維持・向上を図る。</p> <p>オ 道路 道路のうち、一般道路については、地域創生推進のため、地域間の交流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、国土の有効利用及び安心・安全な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図る。なお、整備に当たっては、道路の安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、環境の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努めるとともに、適切な維持管理を図る。</p> <p>農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。なお、農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。</p>		<p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37</p>
--	---	--	--

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) - 京都府国土利用計画 (H29. 1) - 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

			1
			2
			3
			4
			5
			6
			7
			8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
			17
			18
			19
			20
			21
			22
			23
			24
			25
			26
			27
			28
			29
			30
			31
			32
			33
			34
			35
			36
			37

カ 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえ、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。

住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれることから、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用を図るなど、土地利用転換の適正化を図り、必要な用地を確保する。

キ 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等に伴う企業の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、地域の特色や環境の保全等に配慮して必要な用地を確保し、産業振興を図る。

また、工場移転や業種転換等に伴い生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。

丹後地域では、織物業・機械金属業等のものづくり産業の振興を、中丹地域では、京都舞鶴港や高速道路網など交流基盤を活かした物流拠点や生産拠点の形成を、南丹(京都丹波)地域では、伝統産業と先端産業との融合に向けた産業立地を推進するとともに、豊かな農林畜産品を活かした食品産業や農商工連携の促進を、京都市・山城地域では、大学の集積を活かした産学連携による研究開発施設やイノベーションに取り組むものづくり企業の進出・立地促進を図る。

ク その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮するとともに、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応し、事務所・店舗用地について必要な用地の確保を図る。ま

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>た、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、適正な立地を確保する。公共施設については、建て替え等の機会を捉え、地域の災害リスクに十分配慮し、中心部等での立地を促進させることにより、災害に対応できる機能を確保する。</p> <p>ケ その他（公用・公共用施設の用地） 文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、府民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から、空き家・空き店舗の再生利用やまちなか立地に配慮する。</p> <p>コ その他（低・未利用地） 低・未利用地のうち、工場跡地等の都市地域の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペースなど、居住環境の向上や地域活性化の観点から積極的な活用を図る。 農山漁村地域の荒廃農地については、作付・再生可能なものは、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地として積極的な活用を図る。再生困難な荒廃農地は、それぞれの地域の状況に応じて、農地以外への転換を推進する。</p> <p>サ その他（沿岸域） 沿岸域については、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮し、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と府民に開放された親水空間として適正な利用を図るとともに、津波・高潮被害等の災害リスクにも配慮しながら、漁業、海上交通、レクリエーション等に総合的に利用するほか、漂流・海底ごみ対策の推進により良好な環境を形成する。</p> <p>2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標</p> <p>地域別の利用区分ごとの規模の目標については、土地・水・自然</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	--	--

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) - 京都府国土利用計画 (H29. 1) - 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>等の国土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしながら、必要な基礎条件を整備し、国土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、将来人口や各種計画等を前提とした利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測した上で、土地利用の実態と調整し定めたものである。</p> <p>なお、国土の利用の基本構想に基づく平成 37 年 (2025 年) の利用区分ごとの規模の目標は下表のとおりであり、これらの数値は推計値となっている。</p> <p>計画の基準年次は平成 24 年 (2012 年) とし、目標年次は平成 37 年 (2025 年) とし、国土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成 37 年 (2025 年) において、それぞれおよそ 250 万人 (※京都府人口ビジョンによる推計)、およそ 114 万世帯と想定した (※国立社会保障・人口問題研究所による日本の世帯数の将来推計 (平成 26 年 4 月推計))。</p> <p>また、国土の利用区分は、農地・森林・宅地等の地目別区分とした。</p> <p style="text-align: center;">単位：km² () 内は構成比%</p> <p style="text-align: center;">(表 省略)</p> <p>ア 農地については、食料の安定供給の観点から一定の面積を確保する必要があることから、荒廃農地の発生抑制や荒廃農地からの再生等を図ることとし、299 km²程度とした。</p> <p>イ 森林については、国土保全や水源涵(かん)養に重要な役割を果たしており、今後も一定の面積を確保する必要があることから、府内産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用を図ることとし、3,411 km²程度とした。</p> <p>ウ 原野等については、原野を構成する湿原や草地等は生態系の保全上重要であり、一定の保全を図る必要があることに加え、今後、開発により大きく減少する見込みが低いことから、基準年次と同じ 2 km²程度とした。</p> <p>エ 水面・河川・水路については、計画期間中にダムの整備計画等</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	--	--

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) - 京都府国土利用計画 (H29. 1) - 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>が無いことから、基準年次と同じ 141 km²程度とした。</p> <p>オ 道路のうち、一般道路については、地域創生推進のための地域間ネットワークを構築するとともに、災害時における多重性・代替性の確保のための必要な道路が計画的に整備される予定であり、農道及び林道についても、新たな整備が見込まれることから、159 km²程度とした。</p> <p>カ 宅地のうち、住宅地については、世帯数が計画期間中に減少すると予想され、空き家等の既存の住宅ストックの有効活用が見込まれることから、基準年次と同じ 161 km²程度とした。工業用地については、今後の交通ネットワークの整備等による事業所や物流拠点等の立地動向を踏まえ、必要な用地が確保され工場跡地の有効利用も促進されると考えられることから、基準年次と同じ 15 km²程度とした。その他の宅地については、土地利用の効率化・高度化を図ることとし、基準年次と同じ 75 km²程度とした。</p> <p>キ その他については、荒廃農地や空き地の増加により増加が見込まれることから、349 km²程度とした。</p> <p>ク 人口集中地区（市街地）の面積については、人口減少となるものの人口密度は一定程度保たれると想定されることから、263 km²程度とした。</p> <p>3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</p> <p>国土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然や社会・経済・文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。</p> <p>このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、府及び市町村は、各種の規制措置等を通じた総合的な対策を講ずるものとする。</p> <p>なお、本計画は、府及び市町村に加え、府民・民間企業・NPO・学術研究者などの多様な主体の活動により実現する。</p> <p>以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき取り組むものである。</p> <p>(1) 土地利用関連法制等の適切な運用</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	--	--

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) - 京都府国土利用計画 (H29. 1) - 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>国土利用計画法、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)等の土地利用関係法の適切な運用並びに土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と国土資源の適切な管理を図る。</p> <p>特に、土地利用基本計画においては、地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。</p> <p>また、この計画の推進を図るため、市町村計画の策定に関し地域の土地利用のあり方の検討に資する情報等の提供に努める。</p> <p>(2) 国土の保全と安全性の確保</p> <p>ア 国土の保全と安全性の確保のため、自然災害及び二次災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設等の整備を通じ、より安全な国土利用への誘導を図るとともに、国土保全施設の整備と維持管理を推進する。</p> <p>また、「災害からの安全な京都づくり条例」に基づき、水害・地震・土砂災害などの災害危険情報を予め公表する「京都府マルチハザード情報提供システム」による周知等により、地域の状況等を踏まえ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を進める。さらに、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの活用や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進し、災害リスクに対応した安全対策を図る。</p> <p>イ 森林の持つ国土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育・間伐等の森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等を推進する。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備等のソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図る。</p> <p>ウ 中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	---	--

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。		1
			2
			3
			4
			5
	エ 都市における安全性を高めるため、市街地等において、地下空間に対する河川や内水の氾濫防止対策、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点となる市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化及び道路における無電柱化等の対策を進める。		6
			7
			8
			9
			10
			11
	(3) 持続可能な国土の管理		12
	ア 地域の状況に応じ、教育、医療、福祉、商業等の都市機能の確保のため、移動手段が確保されたまちづくりを進める。そのために、公共交通機関の積極的な利用促進を含めた再生・活性化等によるネットワークの整備により地域間連携等を進める。		13
	また、生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる中山間地域等の集落地域においては、地域の暮らしを支える「小さな拠点」を構築し、周辺地域と新しい交通システムなどのネットワークでつなぐ取組みを進める。		14
			15
			16
			17
			18
			19
			20
			21
			22
	イ 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに、国土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けての農地の大区画化等の農業生産基盤の整備、農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を図るほか、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。		23
			24
			25
			26
			27
			28
			29
	また、利用度の低い農地について、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作付の積極的拡大など、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。さらに、農業の雇用促進と生産から加工、販売までを一体的に取り組む6次産業化等による農林水産物の高付加価値化の取組み等を支援する。		30
			31
			32
			33
			34
			35
	ウ 持続可能な森林管理のため、CLT（直交集成板）等の新たな木材製品の普及による木材需要の創出、施業集約化の加速化		36
			37

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21. 8)－京都府国土利用計画(H29. 1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	や地域の状況に応じた道路網整備等による府内産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再造林、間伐等の森林の適切な整備及び保全等を通じ、林業の成長産業化を進める。		1
			2
			3
			4
	エ 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・涵(かん)養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。		5
			6
			7
			8
			9
			10
	オ 海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組みの推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。土砂採取に当たっては、環境・景観保全や社会経済活動等に配慮し適切に行う。		11
			12
			13
			14
			15
			16
	カ 美しく魅力あるまちなみ景観や親水空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。また、歴史的風土の保存を図るための開発規制等を行う。		17
			18
			19
			20
			21
	(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保		22
	ア 高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や行為規制等により適正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。		23
			24
			25
			26
			27
			28
			29
			30
			31
	イ 国土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等において企業等による自主的な取組みを促進させる仕組みを検討する。		32
			33
			34
			35
			36
			37

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>ウ 森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。</p> <p>また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても、自然再生等により活用する。</p> <p>エ 自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリングや、府民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進する。</p> <p>オ 自然生態系が有する非常時の防災・減災機能や、その機能の利用による長期的なコストの評価や検証等を行い、各地域の特性に応じた計画や事業を通じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。</p> <p>カ 国定公園等の優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。</p> <p>このため、これらの自然文化資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された産品や地域の自然によりはぐくまれた伝統・文化等を活用し、観光をはじめとした地域産業を振興する。また、国内はもとより訪日外国人の関心も高いことから、多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備により、国定公園等のブランド力を活かした国内外の観光誘客を促進する。</p> <p>キ イノシシ・シカ・サル・クマ等の野生鳥獣や病害虫による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進する。また、侵略的外来種の定着・拡大を防ぐため、完全排除を基本とした防除手法等の開発に努め、その他防除に必要な調査・研究を行う。</p> <p>ク ヒートアイランド現象や地球温暖化等への対策を加速させるため、複数施設等への効率的なエネルギーの供給、太陽光・バ</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	---	--

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) - 京都府国土利用計画 (H29. 1) - 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>イ オオマス等の再生可能エネルギーの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。また、森林整備等の森林吸収源対策の着実な実施に取り組む。</p> <p>さらに、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成等を進める。</p> <p>ケ 府民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による府民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進する。</p> <p>特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の維持又は回復を図る。</p> <p>コ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進するなど、<u>持続可能な資源利用</u>を図る。</p> <p>また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。</p> <p>(5) 国土に関する調査の推進</p> <p>国土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、土地利用に関する調査等を推進するとともに、その総合的な利用を図る。</p> <p>特に、地籍整備による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめとして、土地取引、民間開発・国土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組みである。</p> <p>地籍調査の主な実施主体である市町村は、地籍調査の効果や国の第6次国土調査事業十箇年計画、市町村の土地利用に係る計画等を踏まえて地籍調査を進めており、国とともに市町村へ</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	---	--

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>の財政支援や啓発活動等を通じ、全市町村で取り組まれるよう支援し、地籍調査の計画的な実施を促進する。</p> <p>なお、南海トラフ地震等の被災想定地域における地籍整備を重視するほか、農山漁村地域では世代交代の際に森林の境界情報が十分に継承されないことなどを背景に、府域の74%を占める森林の境界確認に必要な情報が喪失しつつあるため、農山漁村地域における地籍整備の効率化にも積極的に取り組んでいく。</p> <p>また、希少種をはじめとする生物の分布情報は、自然環境を保全・再生する国土利用において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図る。</p> <p>(6) 土地利用転換の適正化</p> <p>ア 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととする。</p> <p>また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。特に、<u>人口減少</u>下にも関わらず自然的土地利用等から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市の低・未利用地や空き家等が増加していることに鑑み、これらの有効活用を通じて、土地利用転換の適正化を図る。</p> <p>イ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、国土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想等の地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。</p> <p>ウ 農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域又は混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図る。</p> <p>また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	--	--

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	題が生じている地域において、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。		1
			2
			3
			4
	(7) 土地の有効利用の促進		5
	ア 市街地における低・未利用地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。		6
	特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや空き家等を居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設等に改修すること等により、利活用を促進する。		7
	また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を進める。改修や除却については、支援措置を充実させる。		8
			9
			10
			11
			12
			13
			14
			15
			16
	イ 道路については、公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化等により、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による良好な道路景観の形成を図る。		17
			18
			19
			20
	ウ 工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。		21
	また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進する。		22
			23
			24
			25
			26
			27
			28
			29
	エ 都市地域への人口移動が進む中で、地方を中心に、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた現場の対応を支援するための方策を総合的に検討する。		30
			31
			32
			33
			34
			35
	(8) <u>交流基盤</u> 等を活かした地域創生の推進		36
	府内市町村と連携し、各地域の特性に応じた地域づくりと産		37

【対照表】 京都府土地利用基本計画 (H21. 8) - 京都府国土利用計画 (H29. 1) - 京都府土地利用基本計画 (案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>業振興との一体的な取組みや、都市地域と農山漁村地域との交流等を進めることによって本府における人口と経済の約 60%を占める京都市の発展を多面的に促進し、府域の均衡ある発展を図る。</p> <p>また、移住者による空き家・農地の活用の支援や子育て、教育等の都市機能や生活サービスの充実等による「定住人口」対策と、国土の発展を支える高規格幹線道路ネットワークや高速鉄道・港湾施設等の交流基盤の整備の進展を見据え、自然環境や歴史的文化遺産等を活かした観光誘客等による「交流人口」対策を組み合わせて、「京都流 地域創生」の実現を図る。</p> <p>(9) 近畿圏及び隣接する府県等との連携</p> <p>国土の発展を支える高規格幹線道路ネットワークや高速鉄道・港湾施設等の交流基盤の整備、京都府中部と兵庫県北東部の 6 市 1 町(亀岡市・南丹市・京丹波町・福知山市・綾部市・篠山市・丹波市)による「大丹波観光」の魅力発信をはじめとする広域観光、消防を含めた広域防災、救急医療などの広域医療等の分野において、関西広域連合等を通じ、近畿圏及び隣接する府県等との連携を図る。</p> <p>(10) 計画の効果的な推進</p> <p>本計画の推進等に当たっては、ビッグデータ等の各種の指標等を活用し、国土利用を取り巻く状況や国土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じた計画推進上の課題を把握し、本計画がその目的を達することができるよう効果的な施策を講じる。</p> <p>(11) 府民参画による国土管理の推進</p> <p>国土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、府及び市町村による公的な役割に加え、地域住民・産・学・公・金融機関・労働団体・NPO・他地域の住民等多様な主体が、農地の保全管理活動やモデルフォレスト運動をはじめとする森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により国土の適切な管理に参画する取組みを推進する。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	--	--

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

	<p>おわりに</p> <p>平成 27 年(2015 年)に京都の南北軸である京都縦貫自動車道が全線開通するとともに、上下分離方式の導入による京都丹後鉄道が誕生し、京都舞鶴港の日韓露国際フェリー航路も開設された。さらに、平成 28 年(2016 年)には京都丹波高原国定公園が指定され、文化庁の京都への全面的な移転の方針も決定した。</p> <p>今後、北陸新幹線等の高速交通網の整備も予定されており、こうした交流基盤整備等の進展を見据えるとともに、「京都流 地域創生」の実現に向けて、本計画では、「安心・安全を実現する国土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「土地の有効活用のための国土利用」及び「京都流 地域創生のための国土利用」の 4 つの基本方針として、様々な取組みを進めることとしている。</p> <p>そのため、京都が持つ、悠久の歴史と伝統、世界水準の大学・研究機関や高い技術力を持った中小企業の集積、豊かな自然環境など他にはない魅力的な資源や資産にさらに磨きをかけるとともに、社会の絆や大学のまち・京都の力を活かした新しい「人づくり文化の創生」、自然や歴史・伝統等の多様な地域資源を組み合わせた新しい「産業文化の創生」、豊かな自然の中で都市と田園の魅力を享受する新しい「京都ぐらし文化の創生」、市町村連携により圏域全体で経済・生活機能の向上を図る新しい「地域づくり文化の創生」等に府民・産・学・公・金融機関・労働団体・NPO などオール京都で取り組むことが必要である。</p> <p>また、地方から若者を吸収する東京一極集中構造や、社会の実態にそぐわない固定化した価値観の変革を促し、多様性に富み、柔軟で躍動感にあふれた社会の中で、だれもが持てる能力を発揮し、いきいきと暮らせるようにしていかなければならない。</p> <p>さらに、未来を見据えた京都ならではの「文化創生」をめざし、広域の見地から各市町村と連携し、人的支援、子育てや教育等の社会的基盤整備、さらには地域の魅力を活かした広域的な交流圏づくりの取組みを発展させていくことが重要である。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
--	---	--

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21. 8)－京都府国土利用計画(H29. 1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

<p>第2 土地利用の調整等</p> <p>土地利用は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の設定の趣旨並びに次に掲げる土地利用の原則及び地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針に即して適正に行われなければならない。</p> <p>なお、5地域のいずれも設定されていない地域においては、当該地域の土地利用の現況に留意しつつ周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。</p> <p>1 土地利用の原則</p> <p>(1) 都市地域</p> <p>都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。</p> <p>都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進するとともに、市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。）において今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保、整備することを基本とする。</p> <p>ア 市街化区域及び市街化調整区域（都市計画法第7条第1項の市街化区域及び市街化調整区域をいう。）が定められている地域のうち、市街化区域においては、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であることを考慮して、市街地の開発、交通体系の整備、都市排水施設の整備等を計画的に推進するものとする。また、市街化調整区域においては、市街化を抑制すべき区域であることを考慮して、自然地の保全、公共空地体系の整備等を推進するとともに、特定の場合に限り都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>イ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準じて行うものとし、用途地域以外の地域においては、土地利用の現況に留意しつ</p>		<p>第2 土地利用の調整等</p> <p>土地利用は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の設定の趣旨並びに次に掲げる土地利用の原則及び地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針に即して適正に行われなければならない。</p> <p>なお、5地域のいずれも設定されていない地域においては、当該地域の土地利用の現況に留意しつつ周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。</p> <p>1 土地利用の原則</p> <p>(1) 都市地域</p> <p>都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。</p> <p>都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進するとともに、市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。）において今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保、整備することを基本とする。</p> <p>ア 市街化区域及び市街化調整区域（都市計画法第7条第1項の市街化区域及び市街化調整区域をいう。）が定められている地域のうち、市街化区域においては、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であることを考慮して、市街地の開発、交通体系の整備、都市排水施設の整備等を計画的に推進するものとする。また、市街化調整区域においては、市街化を抑制すべき区域であることを考慮して、自然地の保全、公共空地体系の整備等を推進するとともに、特定の場合に限り都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>イ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準じて行うものとし、用途地域以外の地域においては、土地利用の現況に留意しつ</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>
---	--	---	--

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

<p>つ、都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>なお、都市地域において樹林地、水辺地等良好な自然的環境を形成している土地で環境上不可欠なものについては、積極的に保護し、育成するものとする。</p>	<p>つ、都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>なお、都市地域において樹林地、水辺地等良好な自然的環境を形成している土地で環境上不可欠なものについては、積極的に保護し、育成するものとする。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p>
<p>(2) 農業地域</p>	<p>(2) 農業地域</p>	<p>5</p> <p>6</p>
<p>農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。</p>	<p>農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。</p>	<p>7</p> <p>8</p>
<p>農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として府民の最も基礎的な土地資源であるとともに、国土保全等農業の有する多面的機能を有し、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることを踏まえ、現況農用地は極力その保全と有効利用を図り、耕作放棄地の発生を抑制するとともに、土地の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域をいう。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備することを基本とする。</p>	<p>農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として府民の最も基礎的な土地資源であるとともに、国土保全等農業の有する多面的機能を有し、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることを踏まえ、現況農用地は極力その保全と有効利用を図り、耕作放棄地の発生を抑制するとともに、土地の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域をいう。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備することを基本とする。</p>	<p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16</p> <p>17</p>
<p>ア 農用地区域の土地は、直接的に農業生産の基盤となる土地として確保されるべき土地である。</p>	<p>ア 農用地区域の土地は、直接的に農業生産の基盤となる土地として確保されるべき土地である。</p>	<p>18</p> <p>19</p> <p>20</p>
<p>したがって、農用地区域内の農地等については、他用途への利用は行わないものとする。</p>	<p>したがって、農用地区域内の農地等については、他用途への利用は行わないものとする。</p>	<p>21</p> <p>22</p>
<p>イ 農用地区域を除く農業地域の、農業生産力の高い農地、農業に対する公共投資の対象農地又は集団的に存在している農地は、農業以外の用途への利用を極力避けるものとする。</p>	<p>イ 農用地区域を除く農業地域の、農業生産力の高い農地、農業に対する公共投資の対象農地又は集団的に存在している農地は、農業以外の用途への利用を極力避けるものとする。</p>	<p>23</p> <p>24</p> <p>25</p>
<p>なお、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その調整された土地利用計画を尊重するものとする。</p>	<p>なお、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その調整された土地利用計画を尊重するものとする。</p>	<p>26</p> <p>27</p> <p>28</p>
<p>(3) 森林地域</p>	<p>(3) 森林地域</p>	<p>29</p> <p>30</p>
<p>森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。</p>	<p>森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。</p>	<p>31</p> <p>32</p> <p>33</p>
<p>森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、国土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて府民生活に大きく寄与していることを踏まえ、必要な森林の確保を図るとともに、森林</p>	<p>森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、国土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて府民生活に大きく寄与していることを踏まえ、必要な森林の確保を図るとともに、森林</p>	<p>34</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p>

<p>の有する諸機能が、最高度に発揮されるようその整備を図るものとする。</p>	<p>の有する諸機能が、最高度に発揮されるようその整備を図るものとする。</p>	<p>1 2</p>
<p>ア 保安林（森林法第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項により指定された保安林をいう。）は、その設定の趣旨に即して、原則として他用途への利用は行わないものとする。</p>	<p>ア 保安林（森林法第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項により指定された保安林をいう。）は、その設定の趣旨に即して、原則として他用途への利用は行わないものとする。</p>	<p>3 4 5 6</p>
<p>イ 地域森林計画対象民有林（森林法第5条第1項の森林計画区域に係る民有林をいう。ただし、保安林を除く。）においては、次に掲げる森林の土地については極力他用途への利用は避けるものとする。</p>	<p>イ 地域森林計画対象民有林（森林法第5条第1項の森林計画区域に係る民有林をいう。ただし、保安林を除く。）においては、次に掲げる森林の土地については極力他用途への利用は避けるものとする。</p>	<p>7 8 9 10</p>
<p>① 地域森林計画において樹根及び表土の保全その他林地の保全に留意すべき森林として定められた森林</p>	<p>① 地域森林計画において樹根及び表土の保全その他林地の保全に留意すべき森林として定められた森林</p>	<p>11 12</p>
<p>② 飲用水・かんがい用水等の水源として依存度の高い森林</p>	<p>② 飲用水・かんがい用水等の水源として依存度の高い森林</p>	<p>13</p>
<p>③ 地域森林計画において自然環境の保全及び形成並びに保健休養のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められた森林</p>	<p>③ 地域森林計画において自然環境の保全及び形成並びに保健休養のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められた森林</p>	<p>14 15 16</p>
<p>④ 地域森林計画において更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められた森林</p>	<p>④ 地域森林計画において更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められた森林</p>	<p>17 18 19</p>
<p>⑤ 優良人工造林及びこれに準ずる天然林</p>	<p>⑤ 優良人工造林及びこれに準ずる天然林</p>	<p>20</p>
<p>ウ 国有林（森林法第2条第3項の国有林をいう。但し、保安林を除く。）については、適正かつ合理的な利用を図るものとする。</p>	<p>ウ 国有林（森林法第2条第3項の国有林をいう。但し、保安林を除く。）については、適正かつ合理的な利用を図るものとする。</p>	<p>21 22 23 24</p>
<p>(4) 自然公園地域</p>	<p>(4) 自然公園地域</p>	<p>25</p>
<p>自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。</p>	<p>自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。</p>	<p>26 27</p>
<p>自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて府民の保健、休養及び教化に資するものであることを踏まえ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとし、大規模な開発行為その他自然公園としての風景の保護に支障を及ぼすおそれのある土地の形状変更等の行為は極力避けるものとする。</p>	<p>自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて府民の保健、休養及び教化に資するものであることを踏まえ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとし、大規模な開発行為その他自然公園としての風景の保護に支障を及ぼすおそれのある土地の形状変更等の行為は極力避けるものとする。</p>	<p>28 29 30 31 32 33</p>
<p>ア 特別保護地区（自然公園法第21条第1項の特別保護地区をいう。）については、その設定の趣旨に即して、景観の厳正な維持を図るものとする。</p>	<p>ア 特別保護地区（自然公園法第21条第1項の特別保護地区をいう。）については、その設定の趣旨に即して、景観の厳正な維持を図るものとする。</p>	<p>34 35 36</p>
<p>イ 特別地域（自然公園法第20条第1項及び第73条第1項の</p>	<p>イ 特別地域（自然公園法第20条第1項及び第73条第1項の</p>	<p>37</p>

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21. 8)－京都府国土利用計画(H29. 1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

<p>特別地域をいう。)については、その設定の趣旨に即して、その風致の維持を図るものとする。</p>		<p>特別地域をいう。)については、その設定の趣旨に即して、その風致の維持を図るものとする。</p>	<p>1 2 3</p>
<p>(5) 自然保全地域</p>		<p>(5) 自然保全地域</p>	<p>4</p>
<p>自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。</p>		<p>自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。</p>	<p>5 6</p>
<p>自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることを踏まえ、広く府民がその恵沢を享受するとともに、将来の府民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。</p>		<p>自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることを踏まえ、広く府民がその恵沢を享受するとともに、将来の府民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。</p>	<p>7 8 9 10 11</p>
<p>ア 特別地区（自然環境保全法第46条第1項による特別地区をいう。）においては、その指定の趣旨を踏まえ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。</p>		<p>ア 特別地区（自然環境保全法第46条第1項による特別地区をいう。）においては、その指定の趣旨を踏まえ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。</p>	<p>12 13 14</p>
<p>イ その他の自然保全地域については、原則として土地利用目的を変更しないものとする。</p>		<p>イ その他の自然保全地域については、原則として土地利用目的を変更しないものとする。</p>	<p>15 16 17</p>
<p>2 地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針</p>		<p>2 地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針</p>	<p>18 19 20</p>
<p>都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうちの2地域が重複している地域においては次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して第1に掲げる土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。</p>		<p>都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうちの2地域が重複している地域においては次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して第1に掲げる土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。</p>	<p>21 22 23 24 25 26 27</p>
<p>(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域</p>		<p>(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域</p>	<p>28</p>
<p>ア 市街化区域又は用途地域（市街化区域内の用途地域を除く。以下同じ。）以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合農用地としての利用を優先するものとする。</p>		<p>ア 市街化区域又は用途地域（市街化区域内の用途地域を除く。以下同じ。）以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合農用地としての利用を優先するものとする。</p>	<p>29 30 31</p>
<p>イ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。</p>		<p>イ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。</p>	<p>32 33 34 35</p>
			<p>36 37</p>

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21.8)－京都府国土利用計画(H29.1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	1
ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合	ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合	2
保安林としての利用を優先するものとする。	保安林としての利用を優先するものとする。	3
イ 市街化区域又は用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合	イ 市街化区域又は用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合	4
都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。	都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。	5
ウ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合	ウ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合	6
土地利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。	土地利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。	7
		8
		9
		10
		11
		12
(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	13
ア 市街化区域又は用途地域と自然公園地域とが重複する場合	ア 市街化区域又は用途地域と自然公園地域とが重複する場合	14
自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図るものとする。	自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図るものとする。	15
イ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合	イ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合	16
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。	自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。	17
ウ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合	ウ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合	18
両地域が両立するよう調整を図るものとする。	両地域が両立するよう調整を図るものとする。	19
		20
		21
		22
		23
		24
(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	25
ア 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合	ア 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合	26
自然環境としての保全を優先するものとする。	自然環境としての保全を優先するものとする。	27
イ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合	イ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合	28
両地域が両立するよう調整を図るものとする。	両地域が両立するよう調整を図るものとする。	29
		30
		31
		32
(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	33
ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合	ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合	34
保安林としての利用を優先するものとする。	保安林としての利用を優先するものとする。	35
イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合	イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合	36
		37

【対照表】京都府土地利用基本計画(H21. 8)－京都府国土利用計画(H29. 1)－京都府土地利用基本計画(案)

※網掛は同一箇所、太字は変更箇所

<p>原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。</p>		<p>原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。</p>	<p>1 2 3</p>
<p>ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合</p>		<p>ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合</p>	<p>4 5</p>
<p>森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。</p>		<p>森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。</p>	<p>6 7 8</p>
<p>(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域</p>		<p>(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域</p>	<p>9 10</p>
<p>ア 農業地域と特別地域とが、重複する場合</p>		<p>ア 農業地域と特別地域とが、重複する場合</p>	<p>11</p>
<p>自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p>		<p>自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p>	<p>12</p>
<p>イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合</p>		<p>イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合</p>	<p>13 14</p>
<p>両地域が両立するよう調整を図るものとする。</p>		<p>両地域が両立するよう調整を図るものとする。</p>	<p>15</p>
<p>(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域</p>		<p>(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域</p>	<p>16 17</p>
<p>ア 農業地域と特別地区とが重複する場合</p>		<p>ア 農業地域と特別地区とが重複する場合</p>	<p>18</p>
<p>自然環境としての保全を優先するものとする。</p>		<p>自然環境としての保全を優先するものとする。</p>	<p>19</p>
<p>イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合</p>		<p>イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合</p>	<p>20 21</p>
<p>両地域が両立するよう調整を図るものとする。</p>		<p>両地域が両立するよう調整を図るものとする。</p>	<p>22</p>
<p>(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域</p>		<p>(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域</p>	<p>23 24</p>
<p>両地域が両立するよう調整を図るものとする。</p>		<p>両地域が両立するよう調整を図るものとする。</p>	<p>25</p>
<p>(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域</p>		<p>(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域</p>	<p>26 27</p>
<p>両地域が両立するよう調整を図るものとする。</p>		<p>両地域が両立するよう調整を図るものとする。</p>	<p>28</p>
<p></p>		<p></p>	<p>29</p>
<p></p>		<p></p>	<p>30</p>
<p></p>		<p></p>	<p>31</p>
<p></p>		<p></p>	<p>32</p>
<p></p>		<p></p>	<p>33</p>
<p></p>		<p></p>	<p>34</p>
<p></p>		<p></p>	<p>35</p>
<p></p>		<p></p>	<p>36</p>